赤穂市財政改革プラン2026（案）に対するパブリックコメントの実施結果

〇募集期間　：令和８年８月２８日（金）～９月２８日（月）【３２日間】
〇提出された人：29人（提出された意見　86項目）
※意見の趣旨を損なわない範囲で要約しています。また、同様の趣旨のものはまとめて掲載しています。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
1	【本編】 Ⅰ 赤穂市財政改革プランの概要 １ 策定の背景	現場職員の努力に対する正当な評価と記載について 県内の多くの公的病院が赤字経営を余儀なくされる厳しい環境下において、赤穂市民病院の入院・外来における診療単価等の数値を見れば、現場の病院職員が相応の努力と診療体制の維持に努めてきた形跡が伺えます。プラン（案）においては、単に「患者減による赤字」と一括りにするのではなく、現場の収益性向上への取り組みや努力についても客観的な評価・言及を入れるべきです。	本計画は、持続可能な行財政基盤の確立を目指し、一般会計の財政改革の方針をお示しすることを目的に策定するものです。赤穂市民病院の収益性向上への取組については、種々収益改善に努めましたけれども、本計画の目的や内容に含まれるものではないため、ご指摘の趣旨は理解しておりますが、本計画の文章については、案のとおりとさせていただきますので、ご理解をお願いします。
2	【本編】 Ⅰ 赤穂市財政改革プランの概要 １ 策定の背景	・医療過誤（事故）対応と患者減少の因果関係に関する明確化について 一般会計からの多額の繰出し（赤字補填）に至った真の原因について、単なる人口減少やコロナ禍、医師不足のみに帰着させる分析には疑問があります。令和2年に発生した脳外科での医療事故以降、当時の病院事業管理者および病院長による患者・ご家族への初期対応に判断に問題がなかったのか。 コロナ禍終息後も、市長や病院長他の記者会見を経て以降報道が過剰になり、入院・外来患者の減少はさらに加速しています。病院事業は患者数に収支が直結する構造であり、当時の後手後手に回った患者や家族への対応ミスこそが病院全体の信頼失墜と深刻な患者減を招いた直接的な要因ではないでしょうか。当時、管理者（当時の市長等）が適切な指示・対応を行ったのか検証が必要です。 ・医療事故問題とその後の対応が及ぼした経営悪化・財政問題に関する分析の明記について これほど重大な財政問題に発展した背景として、「医療事故問題とその後の対応ミスが患者数減および経営悪化に与えた影響」について正確な事実経過と分析を明記すべきと考えますが、市としてのお考えをお聞かせください。 ・市民病院経営が行き詰った原因が記載されていますが、医療ミスの隠蔽によって信頼性が低下し、患者離れが急速に進んだように思います。 指定管理者制度に移行する案は良いとしても、抜本的な改革を行わなければ、いずれ赤字経営になるのではと思います。	医療事故が、患者数の減少に影響があったとは思いますが、それ以上に患者減の要因は人口減や医師不足、コロナ禍における受診控え及びコロナ禍後の受療行動の変化によるものが大きいと考えます。 ご指摘の医療事故につきましては、外部有識者による「赤穂市民病院ガバナンス検証委員会」での検証を行い、複数の事故に至るまでに対策が取れなかったことや、ご家族への対応が遅れたこと、医師の採用過程など、市民病院のガバナンスについて、委員会の提言をもとに改善に努めてきたところです。 そのため、本計画の文章については、案のとおりとさせていただきますので、ご理解をお願いします。
3	【本編】 Ⅰ 赤穂市財政改革プランの概要 １ 策定の背景	病院の経営について、合理化や効率化は既にご検討かと思いますが、患者数が減少しているのであれば、医師は不足するのではなく余剰となっているのではないでしょうか。また、市民病院への補助も減額すれば、財政はプラスになりませんか。 ２つの病院を比較してみて違いが良く分かります。比較検討する必要があると思います。 赤字補填をする前に原因究明が必要だと思います。	病院経営においては、医療従事者の確保を重要な取組の1つに位置づけてきました。地域の中核病院として様々な診療科の維持や、救急医療、小児医療などの政策医療を継続するため、患者数だけを基準として医師数を削減することは、地域医療提供体制を維持していく観点から慎重な検討が必要と考えます。 一方で、医療需要に応じた適正な人員配置や診療機能の効率化は重要な課題であるため、これまでも赤穂市民病院経営検討委員会などを通じて赤穂中央病院との比較を行ってきたことを踏まえて、このたび両病院が指定管理者制度への移行を決定し、診療機能を集約・再編し、医療資源を効率的に活用するとともに、病院事業に係る財政負担の軽減を図ることとしているため、本計画において改めて比較検討を行うものではありません。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
4	【本編】 Ⅰ 赤穂市財政改革プランの概要 3 基本方針	提示された8つの基本方針は、財政再建に不可欠であり、特に以下の点を強く支持します。 •市民生活に真に必要な行政サービスの維持 •持続可能な地域医療の確保 •将来世代への負担の先送り回避 •子育て支援・教育・防災・地域経済など未来への投資の重点化 •歳入確保と受益者負担の適正化 •ゼロベースでの事業・施設・人員・財源配分の見直し これらは、赤穂市が持続可能な自治体として存続するための最低条件であり、早期の実行を求めます。	市民の皆さまの暮らしを支える行政サービスを維持し、将来世代へ過度な負担を先送りすることなく、子育て支援や防災といった未来への投資を確実に行うため、本計画による財政改革に全庁一丸となって取り組んでまいります。
5	【本編】 Ⅰ 赤穂市財政改革プランの概要 3 基本方針	基本方針の「⑴ 市民生活に真に必要な行政サービスを維持する」について、過度なサービスでのん気に暮らす人が多いのでは。 「⑸ 子育て支援、教育、定住促進、防災、地域経済など未来への投資を重点化する」については、どんなことでしょうか。	まず、「市民生活に真に必要な行政サービス」につきましては、社会情勢の変化に対応し、将来にわたり安定的に行政サービスを提供し続けるため、常に事業の必要性や効果を検証し、見直しを行うことが不可欠だと考えており、本計画に基づき、より効果的・効率的な行政運営に努めてまいります。 次に、「未来への投資」の柱である子育て支援につきましては、限られた財源の中で最大の効果を発揮できるよう、本計画に基づき全ての事業内容を精査し、不断の見直しを行います。これにより、真に支援を必要とされている方々に対し効果的な行政サービスを届けるための「選択と集中」を進め、支援の継続を図ってまいります。あわせて、安全・安心な教育環境の整備、大規模災害に備えた防災・減災対策及び地域経済の活性化に資する施策などを重点的に推進していくことを想定しております。
6	【本編】 Ⅱ 今後の収支見通しと収支改善の目標額 2 収支見通し 表３	表３中の人件費の年度別推移について R.7→R.8年度の増減額1億9千万円、R.9→R.10年度の増減額1億6千万円の積算根拠を教えてほしい。 さらに税収がR.7→R.8年度の増減額△約2億円の減収（理由）となる中で、人件費の増加は妥当かの判断を部長級職員で構成する「財政改革会議」で検討された結果だろうか。 税収に対する人件費比率も基準年度令和7年度で50%がその後平均65%と高い水準で推移している。 事務職員（管理職）の方は、仕事及び現場職員に比べて給与が高いと感じたことはないだろうか。	表３の歳入・歳出の各区分は、令和7年度は決算額、令和8年度以降は予算額を記載しています。なお、予算に対し決算では一定の不用額が発生しており、令和8年度以降は歳出不用額（B）を見込み、決算見込みの収支を試算しています。ご指摘の人件費の令和8年度の増（189百万円）は、不用見込額（167百万円）を含んでいることが主な要因です。また、令和9年度から令和10年度の増（161百万円）は、人事院勧告に伴う給与改定（110百万円）と定期昇給（43百万円）を織り込んでいることが主な要因です。 また、偶数年度に人件費が大きく増加する理由は、前年度末に定年退職者がいないことが挙げられます。現在、職員の定年は2年に1歳ずつ、60歳から65歳まで段階的に引き上げられています。これにより、奇数年度は前年度末の定年退職者分の人件費が減少する一方、偶数年度は定年退職による人件費の減少がなく、人件費が増加しやすい構造となっております。この人件費の見通しについては、財政改革会議において共有しております。また、令和7年度から令和8年度の市税の減収については、固定資産税において大規模な償却資産の廃止を見込んでいることが主な要因です。 管理職の給与については、管理職には、組織全体のマネジメント、部下の指導監督、重要な政策の意思決定、議会対応、市民や関係団体との折衝など、その職位に応じてより重い責任が付託されています。その職責の重さを自覚し、給与に見合う働きをもって市民の皆様のご期待に応えていく責務があると考えております。なお、職員給与の一律3％削減に加え、管理職手当についても課長職5％、部長職10％の削減を継続することとしております。いただきました厳しいご意見を真摯に受け止め、一層職務に精励してまいります。

<table>
<tr><th>番号</th><th>項目</th><th>寄せられた意見の概要</th><th>市の考え方</th></tr>
<tr><td>7</td><td>【本編】
Ⅱ 今後の収支見通しと収支改善の目標額
2 収支見通し
表４</td><td>指定管理移行に伴う経費の積算根拠について
1.指定管理移行に伴う経費について
本経費の算出根拠となる病院職員の職種別異動状況（退職者、新病院移行、一般会計への転任、その他）～令和6年度から令和8年度まで～
病院事業の債務解消に充当された地方債の額、退職手当充当の地方債それぞれの発行条件（償還期限、発行利率、計画期間中の支払額）
2.病院事業会計繰出金の内訳について
退職債の償還額、現給保障経費、指定管理料、地方債償還等の繰出金、赤字補填等の区分ごとに（指定管理者の年度別負担額の有無、金額）
3.一般会計へ転入等による任用職員の異動予定
現行の職種別人員配置状況、移動後の配置状況の比較表
以上の項目については、パブリックコメントの回答の中で公表していただきたい。</td><td>1.指定管理移行に伴う経費について
・病院職員の職種別異動状況
本経費は、令和8年6月に実施した病院職員の意向調査結果をもとに積算しており、その状況は次のとおりです。
正規職員333名（うち、退職者　95名、新病院移行　134名、一般会計への転任希望　104名）
・地方債の額等
病院事業の債務解消については、今後、令和8年度補正予算で対応する予定です。地方債の発行額及び発行条件は今後の金利動向等により変動する可能性がありますが、収支見通しにおいて前提とした発行条件等は次のとおりです。
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="5">償還額（単位：百万円）</th><th rowspan="2">発行条件</th></tr><tr><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th></tr><tr><td>債務解消分</td><td>17</td><td>17</td><td>134</td><td>134</td><td>134</td><td>10億円発行、発行利率1.7%、10年償還</td></tr><tr><td>退職手当分</td><td>202</td><td>202</td><td>202</td><td>202</td><td>202</td><td>17億円発行、発行利率3.1%、10年償還</td></tr></table>※　発行利率の差は、想定する地方債メニュー・借入先の違いによるものです。

2.病院事業会計繰出金の内訳について
指定管理移行後の病院事業会計繰出金見込額の内訳は、次のとおりです。
※今後の業務実施状況や国の地方財政対策の動向により変動します。
（単位：百万円）<table><tr><th>区分</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th></tr><tr><td>指定管理料</td><td>345</td><td>360</td><td>375</td><td>375</td><td>375</td></tr><tr><td>病院事業債償還金分（通常債）</td><td>533</td><td>360</td><td>381</td><td>385</td><td>362</td></tr><tr><td>病院事業債償還金分（退職手当）</td><td>202</td><td>202</td><td>202</td><td>202</td><td>202</td></tr><tr><td>現給保障経費分</td><td>244</td><td>244</td><td>244</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>指定管理者納付金</td><td>▲ 258</td><td>▲ 238</td><td>▲ 231</td><td>▲ 229</td><td>▲ 205</td></tr><tr><td>特定財源（ふるさとづくり基金繰入金外）</td><td>▲ 103</td><td>▲ 103</td><td>▲ 103</td><td>▲ 103</td><td>▲ 103</td></tr><tr><td>計（一般財源）</td><td>963</td><td>825</td><td>868</td><td>630</td><td>631</td></tr></table>
3.一般会計へ転入等による任用職員の異動予定
現時点お示しできる配置状況の比較表はありません。令和9年度の職員配置につきましては、今後、転任職員の人数や各所属における業務量等を踏まえ、総合的に判断の上、決定してまいります。</td></tr>
<tr><td>8</td><td>【本編】
Ⅱ 今後の収支見通しと収支改善の目標額
2 収支見通し
表４</td><td>病院事業から一般会計へ転任等する職員人件費について、人員を移行しなければ年間9億円の人件費増は不要です。
2026年9月5日発行の赤穂民報には、「会計年度任用職員の配置を見直し19億6千万円を削減する。さらに正規職員の新規採用抑制で1億円の効果を見込む。」とありました。
転任職員人件費9億円と、補填費用2億円がなければ、年間で11億円が他に使えると考えます。</td><td>・病院職員の市役所等への転任について
病院職員は、地方公務員法上、本人の意思に反して免職や降任などの不利益な処分が行われないよう身分が保障されています。そのため、市は配置転換を含むあらゆる手法を用いて分限免職を回避する努力義務があり、失業を防ぐ観点から転任を受け入れる方針としております。
・伯鳳会で雇用される職員の現給保障について
指定管理者制度への移行にあたり、病院機能を維持し、市民に必要な医療を安定的に提供し続けることが重要であると考えております。そのためには、診療や看護などを担う職員の確保は不可欠であり、急激な処遇変更による人材流出を防ぐ必要があります。現給保障は、移行期の不安を軽減し、業務継続の円滑化と医療提供体制の安定を図るための時限的措置であり、地域医療を守るために必要不可欠な対応と考えております。</td></tr>
</table>

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
9	【本編】 II 今後の収支見通しと収支改善の目標額 2 収支見通し 表４	現給保障が一人当たり約2百万円は不要と考えます。 経営が破綻している一般企業で、同様の対処をする場合に、破綻する側の企業から、経営統合先へ移行する者への補償がこんなに厚いことはあり得ないはずです。 2026年9月5日発行の赤穂民報には、「会計年度任用職員の配置を見直し 19億6千万円を削減する。さらに正規職員の新規採用抑制で1億円の効果を見込む。」とありました。 今回移行される人材よりも、現職の会見年度任用職員の方が市役所業務の戦力になるはずです。何年間にわたって正規職員採用抑制をするのか分かりませんが、若い人材確保は市役所業務の維持には必要なことだと考えます。（そもそも市が移行を受け入れること自体に反対です）	・伯鳳会で雇用される職員の現給保障について 指定管理者制度への移行にあたり、病院機能を維持し、市民に必要な医療を安定的に提供し続けることが重要であると考えております。そのためには、診療や看護などを担う職員の確保は不可欠であり、急激な処遇変更による人材流出を防ぐ必要があります。現給保障は、移行期の不安を軽減し、業務継続の円滑化と医療提供体制の安定を図るための時限的措置であり、地域医療を守るために必要不可欠な対応と考えております。 ・会計年度任用職員の配置の見直しと正規職員の採用抑制について 現在、全庁的に人員配置の見直しを検討しており、市全体の業務量や必要性を精査した上で、最適な人員配置に努めてまいります。 職員の新規採用については、令和9年度は事務職のみを見送る予定ですが、技術職や消防職などの専門職については採用することとしております。また、令和10年度以降の事務職採用については、現時点で停止を決定しているものではありません。 今後の採用計画については、業務量や職員体制の状況を総合的に勘案し、決定したいと考えており、必要な人材を適切に確保することで、持続可能な行財政運営を目指してまいります。
10	【本編】 II 今後の収支見通しと収支改善の目標額 2 収支見通し	1.計画段階における経営責任・需要予測の検証不足について 市民病院の新病棟整備（2017年）からわずか9年足らずで経営が行き詰まり、指定管理者制度へ追い込まれたことに対し、根本的な原因追究がなされていません。少子高齢化や人口減少に伴う患者数の減小は計画段階から十分に予見できたはずです。楽観的な需要予測に基づいて過大な病床・施設規模を推進した当時の経営陣および市の意思決定層の責任と検証をうやむやにしたまま、市民に負担を転嫁することは納得できません。 2.負担の偏りと構造的矛盾について 本庁の人件費が9億2,000万円も膨らむ一方で、その穴埋めとして会計年度任用職員（非正規職員）約130名の雇い止めや、敬老会補助金の全廃など市民向け福祉・地域サービスの切り捨てが強行されています。膨らんだ正規職員の人件費を相殺するために、立場の弱い非正規職員や高齢者・市民のサービスを削るという構造は極めて不条理です。 3.今後の要望 痛みを伴う改革を市民や現場に求める前に、まず「なぜわずか9年で破綻したのか」という過去の事業計画策定プロセスの第三者的な徹底検証と責任の所在を明確にしてください。また、指定管理者制度の導入にあたっては、指定管理料等を含めた市全体のトータルコストが本当に削減されるのか厳しく精査し、市民福祉の過度な削減を見直すことを強く求めます。 以上、実際に何が原因で今の市民病院指定管理者制度への以降を行わざるを得ない状況をまねいたのか。検証した上で公表して欲しいです。	赤穂市民病院の第二期基本構想は、地域の中核病院として診療機能の向上を図るとともに、医療従事者から選ばれる病院づくりを進め、地域医療提供体制を強化することを目的として策定したもので、当時の医療需要や地域医療を取り巻く状況を踏まえて投資したものですが、その後の人口減少やコロナ禍を経た患者の受療行動の変化に加え、医師等の減少や診療科の偏在、人件費の上昇、物価高騰などの様々な要因により、近年の経営悪化となったものと考えます。 このような経営状況を踏まえ、指定管理者制度への移行により診療機能を集約・再編し、医療資源を効率的に活用するとともに、持続可能な医療提供体制を構築していくことを決定したもので、本計画は、持続可能な行財政基盤の確立を目指し、一般会計の財政改革の方針をお示しすることを目的に策定するものであることから、改めて経営状況等の検証を行うものではありません。 なお、指定管理者制度への移行による市全体のトータルコストについては、指定管理料等を含めた財政負担を精査し、指定管理移行後の経営状況について適切に確認・検証してまいります。
11	【本編】 III 赤穂市財政改革プランの方策 1 歳入の確保	具体的な施策提案　歳入の確保（税以外の収入強化） •企業誘致の強化　物流・製造・ITバックオフィスなど、赤穂の立地特性に合う業種を重点誘致する。 •市管理施設の有料化・利用料適正化 入館料・使用料の見直しにより、維持管理費の一部を利用者負担へ転換する。 •観光PRの強化　大河ドラマ誘致、観光大使活用、SNS戦略などで入込客数を増加させる。 •ふるさと納税の拡大　地域資源を活かした返礼品開発とPR強化により寄付額増を図る。	ご提案いただいた企業誘致の強化、受益者負担の適正化、観光振興、ふるさと納税の拡大は、いずれも本計画で掲げる歳入確保の重要な取組であり、現在取り組んでいるネーミングライツ事業も含め、全庁を挙げて自主財源の確保に努めてまいります。 ・企業誘致の強化 現在も民間活力による産業基盤用地の確保に協力するとともに、工場設置奨励金等により設備投資を促すなど、既存の企業の留置にも取り組むことで、雇用と税収の確保に努めています。 ・観光PRの強化について 観光入込客数を増加させるため、ご提案の内容についても、取り組んでまいります。 ・ふるさと納税の拡大 新規返礼品の開拓及びＰＲに努め、寄付金額の増加に取り組んでまいります。

<table>
<tr><th>番号</th><th>項目</th><th>寄せられた意見の概要</th><th>市の考え方</th></tr>
<tr><td>12</td><td>【本編】
III 赤穂市財政改革プランの方策
1 歳入の確保
⑴ 市税等の収納率向上と債権回収の強化

IV 赤穂市財政改革プランの取組項目一覧
・収納率の向上による税収の増</td><td>収納率の現状認識・未回収額および目標設定の甘さについて
徴収体制の強化を図り「西播磨地域4市3町の平均収納率を目指す」こと、ならびに「各年度の目標効果額：5,000万円」が提示されていますが、以下の点について強い危機感と疑問を抱きます。
・平均値を目標とすることへの危機感
「西播磨4市3町の平均を目指す」という目標設定はあまりに消極的ではないでしょうか。
これは裏を返せば「これまでは平均にも達していなかった」ことを認めるものであり、危機感の欠如を感じざるを得ません。この表現でよいと考えでしょうか。今までの仕事（徴収体制）に問題があったのでしょうか。
・現状データの開示要求について
西播磨4市3町の各市町の現在の収納率およびその平均値は具体的に何%なのでしょうか。また、本市の収納率は何%か。
令和8年現時点における赤穂市の「市税、住宅使用料、水道料金、下水道使用料、各種貸付金等」の未回収額（滞納繰越額等）の総額はいくらあるのでしょうか。</td><td>本市は、西播磨地域４市３町で組織する西播磨収納連携会議と協力しながら、収納率向上や各市町の課題解決に取り組んでおり、まずは同会議の平均収納率を目標とするものです。将来的には県の平均収納率を目指したいと考えております。
市税収入の確保は、市財政の根幹を支えるものであり、安定した市政運営には不可欠です。このため、人員体制の見直しなどにより徴収体制の強化を図り、収納率の向上に努めてまいります。
なお、令和6年度における西播磨4市3町の市・町税の収納率は、相生市97.79%、たつの市97.60%、宍粟市94.98%、上郡町98.80%、佐用町98.44%、太子町95.82%、赤穂市96.19%（令和7年度は96.50%）であり、令和6年度の平均収納率は97.09%となります。
また、令和7年度末時点における本市の収入未済額の総額は、次のとおりです。今後、その減少に向け、積極的に取り組んでまいります。
<table><tr><th>会　計</th><th>内　容</th><th>収入未済額（千円）</th></tr><tr><td colspan="2">一般会計</td><td>348,785</td></tr><tr><td></td><td>市税</td><td>285,871</td></tr><tr><td></td><td>住宅使用料</td><td>15,103</td></tr><tr><td></td><td>その他（各種貸付金元利収入、負担金等）</td><td>47,811</td></tr><tr><td colspan="2">特別会計</td><td>232,637</td></tr><tr><td>国民健康保険事業</td><td>国民健康保険税</td><td>213,428</td></tr><tr><td>介護保険</td><td>介護保険料</td><td>13,295</td></tr><tr><td>後期高齢者医療保険</td><td>後期高齢者医療保険料</td><td>5,914</td></tr><tr><td colspan="2">企業会計</td><td>66,229</td></tr><tr><td>水道事業</td><td>水道料金</td><td>14,904</td></tr><tr><td>下水道事業</td><td>下水道使用料</td><td>44,062</td></tr><tr><td>病院事業</td><td>入院・外来収益等</td><td>7,141</td></tr><tr><td>介護老人保健施設事業</td><td>サービス費利用者負担金</td><td>122</td></tr><tr><td colspan="2">総　額</td><td>647,651</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>13</td><td>【本編】
III 赤穂市財政改革プランの方策
1 歳入の確保
⑴ 市税等の収納率向上と債権回収の強化</td><td>従来の取り組みとの違いと具体的な回収方策・スキームの明示について
今回の改革で「徹底を図る」と掲げる以上、従来の取り組みの延長線上ではない「新たな徴収（回収）体制・方策」が必要です。本プランを実効性あるものとするため、以下の具体的な手法について市がどのように導入・実行していく計画なのか、プラン内に具体的なスキームとして明示してください。
・専門部署（債権回収一元化組織）の設置計画の有無
・財政調査・不動産および動産等の差押処分（滞納処分）の強化方針
・初期催告における民間委託やコールセンター等の活用</td><td>庁内において人員体制を見直し、拡充するなど、徴収体制の強化を図ることとしています。
なお、専門部署の設置計画や民間委託コールセンター等の活用の予定は現在のところありません。
また、滞納の初期段階での財産調査（動産、不動産、預金等）を徹底し、インターネット公売の活用を図るなど、さらに滞納処分を強化するとともに滞納額の徴収に努めてまいります。</td></tr>
<tr><td>14</td><td>【本編】
III 赤穂市財政改革プランの方策
1 歳入の確保
⑴ 利用者の少ない施設・機能重複施設の見直し</td><td>プランでは、御崎レストハウス、坂越まち並み館、旧坂越浦会所、有年考古館、民俗資料館、美術工芸館等について、利用状況や機能重複を踏まえ、廃止、休館、集約、運営方法の見直し等を検討することとしている。これらについては、施設の存廃判断と不動産の活用判断を分けて考えるのではなく、施設機能の見直しにより余剰となる土地・建物が生じる場合には、その段階で売却や賃貸のしやすさや民間で活用できる見込を確認することが有効であると考える。</td><td>本計画（案）に例示した施設について、施設の目的、設置の経緯、構造・建築年、運営状況などを踏まえ、施設ごとに、廃止、休館、集約、運営方法の見直し等を検討し、どういった方法が最適であるかを検証する必要があると考えます。
その際には、民間運営、民間利用、譲渡なども含めて、施設の今後のあり方について検討を行っていきたいと考えます。</td></tr>
</table>

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
15	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 1 歳入の確保 ⑵ 未利用市有地等の売却・有効活用	売却に関して、購入する際の条件があるとか思われます。 市民に不利益がなきよう、購入者や利用目的等を考慮の上売却していただきたいと思います。 昨今、転売や宗教関連、近隣とのトラブル等問題になっているようです。 貸付、民間活用に関しましても、十分な管理をお願いいたします。	現在も、未利用市有地等の売却にあたっては、「赤穂市暴力団排除条例」第2条に定める暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者は申込みができません。 また、売却後の土地について、公序良俗に反する使用、風俗営業等の使用を禁止し、第三者に使用させる場合も同様とし、さらに、所有権を第三者に移転する場合には、その条件を書面により承継することを売買契約書で定めています。 貸付等につきましても、貸付の際に使用の目的を明確にし、目的外の使用を禁止する条件を付すなどして、適正な管理に取り組んでいます。 なお、市有地等の売却、貸付ともに契約に定める義務を履行しない場合、契約を解除できることを契約書で定めているほか、さらに買戻し特約等を創設することも検討してまります。
16	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 1 歳入の確保 ⑵ 未利用市有地等の売却・有効活用	まず、財政改革プランに例示されている万寿園、惣門町児童遊園跡地、医師住宅等について、所在地、規模、形状、接道状況、法令上の制限、建物の状態、周辺土地利用、売買及び賃貸市場動向等を整理することが有効である。 財産ごとの特性を整理した上で、 ・早期売却が見込める財産　　・条件整備により売却できる見込みが高まる財産 ・賃貸・定期借地等が適する財産　　・特定の需要者が想定される財産　　・当面保有する財産 に分類し、売却や賃貸のしやすさ、現金化のしやすさ及び財源化までの期間に加え、同時期の民間供給量、市有財産相互の競合可能性並びに地域の市場吸収力を踏まえて、優先順位と供給時期を設定する方法が効率的であると考える。赤穂市では不動産市場全体として供給圧力が強い状況にある。このような市場環境の下で、市有財産を短期間に連続して供給すると、個々の財産の売却可能性や価格形成に影響するほか、既存の民間物件の流通にも影響を及ぼす可能性がある。したがって、市有財産の売却・有効活用に当たっては、民間市場における既存物件や新規供給の状況を確認し、供給時期、供給量及び対象物件の組合せを調整することが望ましい。 優先的に取り組む財産については、売却のみを前提とせず、その特性に応じて賃貸、普通借地、定期借地等も比較することが望ましい。 また、市有財産の市場での需要は、価格だけでなく、どのような状態・規模・条件で、どの時期に、どの程度の量を市場へ供給するかによっても変わる。行政上必要な条件は確保しつつ、用途や契約条件を必要以上に限定せず、民間事業者による提案の余地を残すことも、市場での需要を高める上で有効であると考える。それぞれの想定需要者、用途、価格帯及び取得目的を整理した上で、需要層が重なる財産は供給時期を分散し、用途や需要層が異なる財産は平行して手続を進めるなど、市有財産相互の競合を抑える供給計画を策定することが望ましい。 意見書等による初期調査を通じて活用方法と処分条件を絞り込み、公募・入札に必要な予定価格又は貸付料を設定する段階で正式な鑑定評価を行う方法が合理的であると考える。したがって、公募・入札に進む財産については、活用方針を確定し、売却予定価格又は貸付料の設定が必要となった段階で正式な鑑定評価を行うことが適切である。これにより、条件変更に伴う再評価を抑え、実態に即した価格形成が可能になる。意見書等による市場性の確認と供給条件の検討を経て公募を実施しても応募が得られない場合は、直ちに予定価格を引き下げるのではなく、事前に想定した市場需要と実際の市場反応との差異を検証することが有効である。その際には、予定価格だけでなく、公募期間、参加資格、契約条件等について、実際の問い合わせ状況や事業者等の反応を踏まえて検証する。その結果、事前の想定と市場の反応に相違が認められる場合には、必要に応じて供給条件や活用方法を見直すことが考えられる。 以上により、市有財産を財政改革に資する資産として継続的に管理しつつ、地域の不動産市場及び既存ストックの流通にも配慮した有効活用が可能になると考える。	本市では、これまでも公共的な利用が見込まれない土地等について、周辺状況なども含め、利用実態を把握したうえで、まず、売却、貸付、民間活用等の可能性について検討を行い、売却を行うことが適当と判断した土地等について、物件ごとに不動産鑑定士による評価額又は固定資産評価額に基づき算定した額をもとに売却価格を決定しています。 売却方法については、公共事業等に充てる場合や、狭小や不整形などのため単独での利用が見込めないなど、特別な理由がある場合を除き、原則として、一般競争入札により売却することとしており、一般競争入札で売却ができなかった場合には、随意契約により売却ができることとしています。 また、随意契約による売却の場合も、一般競争入札時の売却価格から変更は行わず、市ホームページで売却価格や売却にかかる条件を公表することで、市場価格との均衡や公平性の維持に努めています。 今後も未利用市有地等の売却・有効活用にあたっては、ご意見にありましたように、地域の不動産市場及び既存ストックの流通にも配慮し、供給時期、供給量等について、可能な限り調整を図りつつ、インターネット公売など需要者への新たなアプローチの方法についても検討していきたいと考えます。
17	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 1 歳入の確保 ⑶ 受益者負担の適正化 ウ 駐車場の有料化	善意の駐車場について、周辺の店舗（専用駐車場のない所）から維持費をいただく もしくは、1時間にいくらかを利用者からいただく 市管理の負担を減らすのが目的（海浜公園の駐車代は有料なのに…）	善意の駐車場については、有料化も含め、適切な維持管理の方法等を検討しているところであります。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
18	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 ２ 歳出の削減	具体的な施策提案　歳出の抑制（効率化とコスト削減） •機械化・自動化による人件費抑制　駐車場管理、施設入館管理などは機械化を進める。 •市民協働による加工費削減　業者委託のうち、市民協力で対応可能なものは原材料支給方式へ。 •AI活用による窓口業務効率化　定型業務をAI化し、職員は相談業務など付加価値業務へ集中させる。	ご提案いただいた内容は、本計画が目指す「ゼロベースでの事業見直し」や「DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進」による効率的な行財政運営の方向性と合致するものです。 デジタル技術の活用や市民協働の推進は、単なるコスト削減に留まらず、行政サービスの質の向上にも繋がる重要な取組であると考えます。いただいたご提案については、費用対効果など様々な角度から検証・検討しながら、持続可能な行政運営の実現に向けて全力で取り組んでまいります。
19	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 ２ 歳出の削減 ⑴ ソフト事業の見直し	補助金・助成金が減額・廃止となる。移住者の増加施策に対してアゲンストの施策となるが、該当する方が納得する説明が必要だと思います。	将来にわたり持続可能な行財政運営を行うためには、補助金等の見直しは不可欠であり、社会情勢の変化を踏まえ、全ての事業についてゼロベースでその効果や必要性を検証し、限られた財源をより効果の高い施策へと重点的に配分することとしております。 そのため、この見直しは、移住定住施策と矛盾するものではなく、見直しによって生み出された財源を、真に効果的な移住定住施策や子育て支援といった未来への投資に充てることで市の魅力をさらに高めていくためのものですので、市民の皆さまには、ご理解とご協力をいただき、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めてまいりたいと考えています。
20	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 ２ 歳出の削減 ⑴ ソフト事業の見直し エ 子育て支援の重点化	子育て支援の重点化の考え方はもっともであり、同調するが、別冊「見直し項目一覧」の見直し内容に具体的内容が明示されておらず、縮小のイメージがあり、評価の判断が出来かねる。	別冊の「見直し項目一覧」については、本計画の期間内に「選択と集中」の観点から見直しを行う対象事業をお示ししたものです。本計画における見直しの目的は、決して支援を後退させるものではなく、事業の成果を検証することで生み出した財源を、真に効果の高い支援策に対し再投資することにあります。そのために、幼児２人同乗用自転車購入助成などの事業を廃止する一方で、学校給食費の無償化や乳幼児等医療費助成の所得制限撤廃・高校生年代までの拡大、すこやかギフト定期便、妊婦支援給付金の増額給付といった、子育て世帯全体を支える施策の充実を図ってまいります。今後も、こうした取組を重点的に継続し、将来にわたり安心して子育てができる持続可能な環境を構築していく考えです。 改革へのご意見を真摯に受け止め、子育て世代に選ばれるまちづくりを着実に進めてまいります。
21	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 ２ 歳出の削減 ⑴ ソフト事業の見直し エ 子育て支援の重点化	財政状況が厳しい中、事業見直しの必要性は理解します。本編は子育て支援を「未来への投資」と位置付け、国・県制度の最大活用、保育・教育環境の質向上、相談支援等を重点化するとしています。一方こども計画やニーズ調査では、教育・保育ニーズの多様化・複雑化、仕事と子育ての両立や経済的負担等が課題です。計画の実現に関わるような保育・子育て支援の新規事業には、財政改革の中でも重点的な予算配分をお願いします。 廃止される子育て関係の助成制度は、利用実績、家庭への影響、代替制度を検証し、子育て支援全体が後退しないよう配慮してください。財政健全化を単なる削減ではなく、限られた財源を必要性の高い子育て支援へ再配分する改革として進めることを望みます。	本計画は単なる歳出削減を目指すものではなく、限られた財源を「未来への投資」である子育て支援分野へ重点的に再配分し、支援全体を強化することを大きな目的としております。本計画における見直しの目的は、決して支援を後退させるものではなく、事業の成果を検証することで生み出した財源を、真に効果の高い支援策に対し再投資することにあります。そのために、幼児２人同乗用自転車購入助成などの事業を廃止する一方で、学校給食費の無償化や乳幼児等医療費助成の所得制限撤廃・高校生年代までの拡大、すこやかギフト定期便、妊婦支援給付金の増額給付といった、子育て世帯全体を支える施策の充実を図ってまいります。今後も、こうした取組を重点的に継続し、将来にわたり安心して子育てができる持続可能な環境を構築していく考えです。 改革へのご意見を真摯に受け止め、子育て世代に選ばれるまちづくりを着実に進めてまいります。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
22	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 ２ 歳出の削減 ⑷ 人件費の見直し	・職員の新規採用抑制に関する懸念と方針の不透明さ 令和9年度の新規採用を見送るとの不採用が示されていると聞き及んでいます。新規採用の凍結は、若年層の赤穂市からの人口流出を加速させる重大なリスクをはらんでいます。 一般職および専門職（技術職等）の将来的な採用計画について、市としてどのように見込んでいるのか、他自治体での類似事例を踏まえた具体的な見解と対策を明示してください。 ・給与水準の見直し・人事勧告および不利益変更の法的妥当性 人事院勧告を踏まえた給与削減（案）について、今回のような状況下で勧告を適用しない、あるいはそれを超えた減額を行うような事例が他自治体で存在するのか明らかにしてください。 また、仮に本改革プランにおいて勧告通りの改定が行われなかった場合、将来的な減給補償等の法的・人事上の措置がどのようになされるのかの説明が必要です。 あわせて、本年（または来年）1月からの職員給与3%削減（案）については、過去の事例（プラット赤穂問題等で元市長ら関係者が損害補償を行った経緯）との対比を含め、手続きの正当性と法的リスクに関する説明を求めます。	・職員の新規採用抑制について 職員の新規採用については、令和9年度は事務職のみを見送る予定ですが、技術職や消防職などの専門職については採用することとしております。また、令和10年度以降の事務職採用については、現時点で停止を決定しているものではありません。 今後の採用計画については、業務量や職員体制の状況を総合的に勘案し、決定したいと考えており、必要な人材を適切に確保することで、持続可能な行財政運営を目指してまいります。 ・人事院勧告への対応について 人事院勧告は国家公務員を対象としたものであります。一方、それを参考に、地方公務員は各自治体が条例に基いて定めており、財政状況等を踏まえ、人事院勧告をそのまま適用せず、独自の給与減額措置を講じた自治体の事例も存在します。本市における今後の人事院勧告への対応については、勧告の趣旨を尊重しながら、職員団体との協議を経た上で、適正な手続きのもとに対応したいと考えております。 ・給与3％削減（案）について 今回の給与削減は、近年、人事院勧告による給与引き上げが続いている状況も勘案した上で、職員団体との協議を経て、条例改正など必要な手続きを適切に進めてまいります。
23	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 ２ 歳出の削減 ⑷ 人件費の見直し	約４人に１人という前例のない大量雇い止めの社会的責任を問われているところであるが「違法性」はないものの行政としての「道義的責任」を問われています。そこには「制度上の建前」と「期待権」のかい離があり、行政側の説明不足が考えられます。会計年度任用募集の主旨説明や任用内容の説明を雇用部署のトップがしっかりとして内得してもらい、再雇用からの馴れ合いによる「期待権」を持つ事のない様にすべきではないでしょうか。文章により相手に説明し、内得を得る様にし、雇用側も雇用条件を軽んじない様にする事がこの先も必要不可欠であると思います。	会計年度任用職員は、地方公務員法に基づき、１会計年度を超えない範囲で任用されることが原則であり、業務量や勤務実績等を考慮し、翌年度に改めて任用される制度のため、継続雇用が保障されているものではありません。 会計年度任用職員の任用にあたっては、従来より任用の都度、法令に基づき任用期間を明記した「任用条件通知書」を交付し、雇用条件について説明してきました。 なお、令和9年度採用の会計年度任用職員について、年内に募集を行う予定です。そのため、現在任用中の職員の中にも、一定数選考の上、任用更新される方がいるものと見込まれることから、4人に1人という規模での任用終了とはならないものと考えております。また、任用終了となる会計年度任用職員の再就職支援についても、現在ハローワーク等関係機関と連携し、取り組んでいるところであります。 いただいたご意見は真摯に受け止め、今後も制度の趣旨や任用条件について誤解を生じることのないよう、より一層丁寧な説明に努めてまいります。
24	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 ２ 歳出の削減 ⑷ 人件費の見直し	・市長および市議会（政治側）の身を切る改革・経営責任の明示 本件の事態招来には行政トップおよび意思決定を担ってきた議会側にも明確な責任が存在します。 すべてのしわ寄せを職員の給与削減や市民サービスへの影響として押し付けることは到底納得が得られません。 市長においては、現行の給与 20%カットにとどまらず、期末手当（ボーナス）や退職金の返上など、自ら身を以て責任を示す覚悟で本改革に臨むべきです。 また、市議会に対しても、次回改選時における大幅な議員定数の削減、各種手当や政務活動費の見直し、議長・副議長等役職手当の削減など、自ら痛みを伴う改革方針を明確にし、市民へその姿勢を示すことを強く求めます。	市長は、給与及び期末手当（ボーナス）の20%をカットしており、退職金については財政改革プランの策定を踏まえ、適切に判断してまいります。 また、市議会では、現下の本市の厳しい財政状況に鑑み、議員定数などの見直しについて、議会運営委員会（議会活性化）で協議を行っています。いただいたご意見については、今後の協議の参考にさせていただきます。
25	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 ２ 歳出の削減 ⑷ 人件費の見直し	・職員給与削減、管理職手当の削減が大きく報道されている中、市会議員のカットは無いのでしょうか。議員自らの提案がないのがおかしい。改選までは5～10％カットし、改選時に定数半減を是非とも実施してほしいです。 ・「身を切る改革」として職員、管理職員の手当の削減が計上されている中で、議員報酬の削減、議員定数の削減等、市民の痛みに沿った議員改革を願いたい。	市議会では、現下の本市の厳しい財政状況に鑑み、議員定数などの見直しについて、議会運営委員会（議会活性化）で協議を行っています。いただいたご意見については、今後の協議の参考にさせていただきます。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
26	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 2 歳出の削減	家庭ゴミの分別や生ゴミ減量化により、収集・焼却経費を削減した事例を聞いたことがあります。従来より紙ゴミの分別廃棄が実施されているが、他の資源ゴミに比べて実施できていないと思います。コスト削減の見込みを試算し、市民への周知徹底によりコスト削減が図れると思います。	従来から、分別していただいている粗大ごみなどから鉄類やアルミ類等を回収し、資源化に取り組んでおり、今年度からは、新たに製品プラスチックの資源化を開始しているほか、布団類や焼却残渣の資源化に向けた実証実験にも取り組んでおります。また、リユースの促進に向け、昨年度、株式会社ジモティーと連携協定を締結し、今年度は兵庫県と連携して衣類回収の実証事業を実施しております。ごみの減量化・資源化を図るため、引き続き新たな取組を進めてまいります。 分別促進については、紙ごみとその他紙製容器包装との収集日を統合することで、紙類の収集量や資源化量の増加を図るための検討を進めており、市民の皆さまのより一層のご協力を賜りたいと考えております。 また、ごみ処理費用や減量化の効果についても、わかりやすい情報発信に努めてまいります。
27	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 2 歳出の削減	庁内委員会・審議会についての委員数、報酬額等について「会」の効果測定から考えてはどうでしょうか？	審議会等のあり方について、その効果測定の観点から見直すべきとのご提案の趣旨については、本計画の基本方針である「ゼロベースでの事業・施設・人員・財源配分の見直し」の考え方と合致するものであり、歳出抑制に向けた重要な視点であると認識しております。 今後は、それぞれの審議会等が設置目的に沿って、真に効果的・効率的に運営されているかどうかという視点を常に持ち、委員数や報酬額のみならず、そのあり方自体も含めて不断の見直しを行ってまいります。
28	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 2 歳出の削減	財政状況が非常に厳しく、既存事業の見直しや選択と集中が必要である一方、財政改革の目的は歳出削減そのものではなく、将来に向けて必要な投資を継続できる財政基盤をつくることだと理解しています。 そこで、将来の人口ビジョンの実現と、地域の維持・発展に向けて、何を「維持」し、何を「強化」していくのか、その重点配分の考え方がより明確になることを期待します。 特に、若者・子育て世帯に選ばれるまちづくり、地域産業・雇用の維持、定住促進等について、「誰から、何によって選ばれる都市を目指すのか」という視点も踏まえ、限られた資源をどのように重点配分するのか、また、厳しい財政状況だからこそ、将来の人口や地域の稼ぐ力につなげるために、どこに重点的に投資するのか、その方向性が示されることを期待します。 財政改革の進捗についても、削減額や基金残高だけでなく、人口動態、雇用、地域経済、定住などの政策成果とのつながりを併せて検証していただきたいと思います。	財政改革の目的は、単なる歳出削減ではなく、未来への投資を可能にする行財政基盤の確立にあります。 ご指摘のとおり、本計画は「誰に、何によって選ばれるか」という視点を持ち、若者・子育て世帯への支援や地域産業の活性化といった未来への投資に対し、限られた資源を戦略的に重点配分することを基本としています。 また、改革の進捗管理にあたっては、削減額といった財政指標の改善だけでなく、ご提案いただいた人口動態や雇用情勢といった政策成果と結びつけて効果を検証し、市民の皆さまに分かりやすく示していくことが不可欠であると考えております。そのため、「選択と集中」の考え方とその成果を明確にしながら改革を着実に実行してまいります。
29	【本編】 Ⅲ 赤穂市財政改革プランの方策 3 公共施設のあり方見直し ⑴ 利用者の少ない施設・機能重複施設の見直し	公共施設等削減目標に対する進捗と基本計画等との整合性について 2014年の総務省通達に基づき、本市においても公共施設等の削減目標が26%に設定されていますが、現状の削減率は約1%にとどまっていると伺っております。 2026年3月に策定された「2030 赤穂市総合計画後期基本計画」および「赤穂市総合戦略」の段階で、すでに本市の厳しい財政状況は十分に把握できていたはずです。 そこで伺いますが、同基本計画および総合戦略において、目標値である「26%削減」に向けた具体的かつ段階的な公共施設等の削減計画はどのように位置づけられ、示されているのでしょうか。 上位計画との整合性と長期的なロードマップについて明確な説明を求めます。	2026年3月策定の「2030赤穂市総合計画後期基本計画」、「2030赤穂市総合戦略」では、将来的な人口減少は避けられないとの認識のもと、将来展望人口を設定したほか、社会経済情勢や物価上昇等を背景に、インフラの老朽化対策費用など、行政需要の更なる増加が予測される中、市民に開かれた健全で効率的な行財政運営を推進していくことなどが挙げられています。 本市の最上位計画である「2030赤穂市総合計画」や「2030赤穂市総合戦略」の策定を受け、これらの計画との整合性を図るため、今年度「赤穂市公共施設等総合管理計画」の改訂を予定しています。 なお、公共施設等の削減率については、令和7年度末時点で約1.64％となっております。公共施設の削減につきましては、年次的・機械的に総量を抑制していくのではなく、施設の公共性や地域性、類似施設の配置状況などを総合的に検討し、施設の転用や複合化等も含め、慎重に判断をしながら取り組んでいきたいと考えます。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
30	【本編】 III 赤穂市財政改革プランの方策 3 公共施設のあり方見直し ⑴ 利用者の少ない施設・機能重複施設の見直し	見直し対象施設の今後の運用および民間活力（民活）導入の検討について 本プランでは、利用者の少ない施設や機能が重複する施設として具体的な施設名（御崎レストハウス、坂越まち並み館、旧坂越浦会所、有年考古館、民俗資料館、美術工芸館など）を挙げ、廃止・休館・集約や運営方法の見直し方針が示されています。 しかし、単に「休館」や「集約」を実施した場合であっても、建物の維持管理費用（保安・老朽化対策等）は継続して発生し続けます。 使わなくなった施設を放置・休止するだけでは、根本的なコスト削減や財政改善にはつながりません。 これらの施設の見直しにあたっては、単純な機能停止にとどまらず、施設の利活用や民間譲渡、民間事業者のノウハウ・資金を活用した民活利用など、事業運用面での一体的な検討・提案を併せて進めるべきと考えます。	本計画（案）に例示した施設について、施設の目的、設置の経緯、構造・建築年、運営状況などを踏まえ、施設ごとに、廃止、休館、集約、運営方法の見直し等を検討し、どういった方法が最適であるかを検証する必要があると考えます。 その際には、民間運営、民間利用、譲渡なども含めて、施設の今後のあり方について検討を行っていきたいと考えます。
31	【本編】 III 赤穂市財政改革プランの方策 3 公共施設のあり方見直し ⑴ 利用者の少ない施設・機能重複施設の見直し	民俗資料館の閉鎖は小学生等の学習の機会に影響があると思われ、隣接するシルバー人材センターと連携すれば継続できませんか。また、入館料大人100円、小人50円は安価すぎます。 美術工芸館は御崎の観光コースに組み込んで集客を図れるのではないでしょうか。具体的にキラキラ坂、伊和都比売神社、御崎灯台、東御崎展望台（大石内蔵助像）、桃井ミュージアム、海浜公園、更に坂越町並み、海鮮市場の観光コースを構築できるのではないでしょうか。 博物館は観光客のためには開館日は減らすべきでは無いと思います。	民俗資料館・美術工芸館は、開館以来入館料の改定は行っておらず、近年の物価の高騰等により維持管理経費が増嵩していることを踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、令和9年度から入館料を見直します。具体的には、美術工芸館の入館料は200円から300円に、民俗資料館の入館料は100円から200円に改定します。なお、美術工芸館の特別展については、すでに実施経費に応じて500円程度に改定しています。入館料の改定を行った場合でも、小中学生、障がい者、市内高齢者等への減免制度は継続します。 一方、入館料の見直しを行っても十分な収支改善効果が得られず、入館者数が少ない施設については、開館日・開館時間の縮減又は休館も視野に入れて検討していく方針ですのでご理解をお願いします。
32	【本編】 III 赤穂市財政改革プランの方策 3 公共施設のあり方見直し	小、中学校の廃止、統合 ①原小学校を廃止して有年小学校に統合 ②西部小学校を廃止して塩屋小学校に統合 ③有年中学校を廃止して坂越中学校に統合 理由 ①合理化してコストダウン ②子供は少人数より大人数の中で切磋琢磨して育つ方が、強い人間になり社会に出ても立派にやっていける	公立小・中学校の廃止と統合につきましては、あくまで子供たちの未来と地域の願いを最重視して行うという国の方針が示されています。 本市では、全ての小中学校に学校運営協議会制度が導入されており、現在、各学校から統廃合反対の要望書が提出されております。 統廃合については、まずは学校運営協議会において、各地域が統廃合を含めた学校の在り方について主体的に検討していただき、その検討結果を踏まえ、市全体の課題として対応してまいります。
33	【本編】 IV 赤穂市財政改革プランの取組項目一覧 ・博物館等入館料の見直し	「物価高騰等を鑑み、歴史博物館、海洋科学館、有年考古館等の入館料を改定し、目標効果額として各年500万円（5年間で2,500万円）を確保する」と記載されています。これについて以下の点をお伺いします。 ・博物館等対象施設の明確化について 民俗資料館、美術工芸館は休館予定ですが、入館料見直し施設に「歴史博物館、海洋科学館、有年考古館等」とあります。具体的にどの施設（全何施設）が値上げの対象となるのか、対象となるすべての施設名を明記してください。 ・効果額（各年500万円）の算出根拠と取り組み内容について 現在の歴史博物館や海洋科学館等の入館料収入の合計は年間約800万円弱にとどまっていると認識しております。年間約800万円の現状に対し、さらに「年間500万円」もの増収を見込むというのは非常に大きな改定幅（引き上げ率）となります。入館料をいくらに改定し、入館者数をどのように見込んで「年間500万円」という数値を算出したのか、具体的な根拠をお示しください。 また、値上げによる入館者の減少（客離れ）を防ぎ、目標を達成するためにどのような集客・価値向上の取り組みを行う計画でしょうか。	歴史博物館・海洋科学館・民俗資料館・美術工芸館は、開館以来入館料の改定は行っておらず、近年の物価の高騰等により維持管理経費が増嵩していることを踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、令和9年度から入館料を見直します。具体的には、歴史博物館・海洋科学館・美術工芸館の入館料は200円から300円に、民俗資料館の入館料は100円から200円に改定します。なお、特別展については、すでに実施経費に応じて500円程度に改定しています。入館料の改定を行った場合でも、小中学生、障がい者、市内高齢者等への減免制度は継続します。年間の入館者数、入館料増額は、令和8年度計画をもとに算出し、民俗資料館5,500人、+20万円、歴史博物館24,000人、+230万円、海洋科学館27,000人、+220万円、美術工芸館2,500人、+20万円、合計効果額は+490万円と見込んでいます。 一方、入館料の見直しを行っても十分な収支改善効果が得られず、入館者数が少ない施設については、開館日・開館時間の縮減又は休館も視野に入れて検討していく方針です。 今回の改定は時代に即した改定であるため、入館者の減少につながるものではないと考えておりますが、引き続き適切な施設管理と、魅力ある企画運営等のサービス向上に努めてまいりますのでご理解をお願いします。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
34	【本編】 Ⅳ 赤穂市財政改革プランの取組項目一覧 ・駐車場の有料化	駐車場の有料化および料金見直しについて 　歳入確保策として「駐車場の有料化」が掲げられておりますが、目標効果額の記載がないため具体的な内容が見えてきません。本取組について、以下の点をお伺いします。 ・有料化・料金見直しの対象範囲について 　市民が日常的に利用している「現在の無料駐車場（善意の駐車場等）」も有料化の検討対象に含まれているのでしょうか。 　また、既存の有料駐車場についても料金の値上げ（見直し）を行う計画があるのか、対象となり得る施設や駐車場の具体名をお示しください。 ・実施時期・スケジュールについて 　駐車場の有料化および料金の見直しについて、本プラン期間内の「いつ頃の実施・導入（条例改正や設備改修等の時期）」を想定されているのでしょうか。具現化に向けた検討時期や実施スケジュールの見通しをお伺いします。 　財政改革を急ぐのであれば実施時期、スケジュールは示していただきたい。	すべての市有施設に係る駐車場について、現在の利用の状況等を勘案し、有料化及び有料の場合の料金も含め、適切な管理方法について検討し、必要な見直しを行います。 　実施時期・スケジュールについては、それぞれの駐車場で、目的や利用の状況、管理方法等も異なることから、一律にお示しすることは難しく、ご理解をお願いします。
35	【本編】 Ⅳ 赤穂市財政改革プランの取組項目一覧 ・人件費の見直し	⑴　人件費の見直しについて 　全体の効果額8億円のうち、行政運営を支え、解雇となる任用職員分の1年間の賃金4億円の削減に対し運営主体となる市役所職員の人件費の削減額1億円は妥当だろうか。 　過去の人件費の増額（人事院勧告等）を考慮すれば身を切る改革額としては最低でも任用職員の削減額（4億円）以上が妥当であり、後年度負担となる行政改革推進債・県貸付金（約3億円）の発行は見送れるのではないだろうか。 ⑵　管理職手当の削減ついて 　これまでの削減率（5%～10%数百万円程度）と同様であり、財政再建にあたる幹部職員の経営姿勢として妥当だろうか。	・人件費の見直しについて 　ご指摘のとおり、将来世代への負担軽減の観点から、可能な限り市債の発行に依存しない財政運営を行うことは重要であると認識しております。一方で、4億円を超える大幅な人件費の削減は、職員の生活への影響が大きく、それによる離職も懸念されることから、人材の確保・育成や組織運営にも支障を来し、ひいては市民サービスの低下につながるおそれがあります。 　このため、本計画における3%の給与削減については、持続可能な行政サービスの提供と財政健全化の両立を図る観点から、総合的に判断したものです。 ・管理職手当の削減について 　管理職の給与については、管理職には、組織全体のマネジメント、部下の指導監督、重要な政策の意思決定、議会対応、市民や関係団体との折衝など、その職位に応じてより重い責任が付託されています。その職責の重さを自覚し、給与に見合う働きをもって市民の皆様のご期待に応えていく責務があると考えております。なお、職員給与の一律3%削減に加え、管理職手当についても課長職5%、部長職10%の削減を継続することとしております。いただきました厳しいご意見を真摯に受け止め、一層職務に精励してまいります。
36	【本編】 Ⅳ 赤穂市財政改革プランの取組項目一覧 ・人件費の見直し	職員の給与等を削減する（３%）としている点は子育て中の職員においては家計には大きな痛手となる事で気の毒な事です。しかし、返職金、年金額への影響を考え最少の年全額減のカットであり、人勧によるフォローも考えられたものであると思います。	今回の給与削減は、近年、人事院勧告による給与引き上げが続いている状況も勘案した上で、職員団体との協議を経て、条例改正など必要な手続きを適切に進めてまいります。
37	【本編】 Ⅳ 赤穂市財政改革プランの取組項目一覧 ・庁舎開庁時間の見直し	庁舎開庁時間の見直しについて、市民サービスの低下になるのではと懸念します。	庁舎開庁時間の見直しについては、市民の皆さまの生活に支障が生じることがないよう、代替サービスがあるかどうか等、慎重に検討の上、対応してまいります。なお、見直し後の実施にあたっては、十分な周知期間を設け、市民の皆様にご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
38	【本編】 Ⅳ 赤穂市財政改革プランの取組項目一覧 ・児童館の開館日の見直し	児童館の休館日の児童の受け入れ先はどうなるのでしょうか。職員が余剰であれば、有効活用して現状を維持すべきです。	4つの児童館については、こどもたちが安全にのびのびと過ごし、遊びを通じて豊かな人間性と健やかな心身を育むための施設として、これまで休館日を設けず（年末年始除く）に、運営してまいりました。一方、児童館には、保育士資格や教員免許等を有する児童厚生員を配置しておりますが、働き方改革等により、現状の運用体制を継続できる職員を確保していくには困難な状況になってまいりました。 このため、今後もこどもたちの安全な環境を確実に維持するとともに、施設を適切に維持管理し、将来にわたって持続可能な運営を行うため開館日の見直しを行うもので、ご理解をお願いします。見直しにあたっては、各館週1日の休館日を設けますが、毎日いずれかの児童館が必ず開館して利用ができる体制を確保できるよう検討してまいります。 なお、児童の受入れ先としましては、乳幼児一時預かり事業（生後6か月～就学前まで）やこども誰でも通園制度（生後6か月～満3歳未満）など、他の施策により対応してまいりたいと考えております。
39	【本編】 Ⅳ 赤穂市財政改革プランの取組項目一覧 ・高山イルミネーションの廃止	高山イルミネーションは、長年市民に親しまれた、風景です。廃止にするのではなく、LED化に必要な費用は、寄付金、クラウドファンディング等を活用することで、維持できないでしょうか。	観光施設としては誘客効果の把握が難しく、観光施策の選択をする際、費用対効果の観点において優先度は余り高くないものと考えられることから、現時点では廃止とする方針ですが、点灯時間の見直し、ご提案の寄付金、クラウドファンディング等の歳入を確保するなどによって継続できるかどうか、その可否についても検討してまいります。
40	【本編】 Ⅳ　赤穂市財政改革プランの取組項目一覧 ・博物館の休館	赤穂市立民俗資料館の存続・再生及び民間活力導入に関する提案 赤穂市立民俗資料館は、単なる行政施設ではなく、赤穂市の歴史、地域の暮らし、生活文化を次世代に伝える重要な文化資産です。そのため、「現在の施設の使い方を変えられないか」「民間の知恵や資金を導入できないか」「美術・工芸と観光・教育・交流・地域経済を結び付けられないか」という視点から、施設の再生可能性を十分に検証する必要があります。そこで、令和10年度からの休館方針を直ちに実施するのではなく、令和9年度を「民間活力導入及び施設再生の検証期間」と位置付け、民間事業者等から幅広い活用提案を募り、その結果を踏まえて令和10年度以降の方針を決定すべきです。 具体的には次の事項を求めます。 ①令和10年度からの民俗資料館休館方針について、直ちに実施するのではなく、民間活力による再生可能性を検証した上で最終判断すること。 ②令和9年度を、施設再生の可能性を検証する年度として位置付けること。 ③民間事業者を対象としたサウンディング型市場調査を実施すること。 ④指定管理者制度の再導入及び公募の可能性を検討すること。 ⑤従来型の指定管理ではなく、利用者増加、自主財源確保、観光・教育・地域交流等を含めた「再生型指定管理」を検討すること。 ⑥カフェ、軽飲食、物販等について、火気使用、消防、建築、食品衛生及び展示資料保存上の制約を確認した上で、民間事業者から幅広く提案を募集すること。 ⑦火気を使用しない軽飲食、外部調理方式、敷地内別棟方式、キッチンカー等、複数の方法について検討すること。 ⑧ネーミングライツ、企業スポンサー、企画展スポンサー等の新たな財源確保策を検討すること。 ⑨観光、教育、地域交流、地域経済との連携を強化すること。 ⑩「直営」「指定管理」「再生型指定管理」「民間活用」「休館」の各案について、財政効果及び市民サービスへの影響を比較し、その結果を市民に公表すること。	当該施設については、今現在、市直営ではなく、指定管理者制度を導入し管理運営を行っておりますが、開館以来入館料の改定は行っておらず、近年の物価の高騰等により維持管理経費が増嵩していることを踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、令和9年度から入館料を見直すこととし、効果額は年20万円となっております。 一方、開館にあたっては、維持管理経費が一定程度かかることから、入館料の見直しを行っても十分な収支改善効果が得られず入館者が少なければ、開館日・開館時間の縮減又は休館も視野に入れて検討していく方針です。 なお、財源確保については、令和8年10月からネーミングライツ事業を拡大して取り組んでおり、今後もあらゆる手段を講じてまいります。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
41	【本編】 Ⅳ　赤穂市財政改革プランの取組項目一覧 ・博物館の休館	赤穂市立美術工芸館の存続・再生及び民間活力導入に関する提案 　赤穂市立美術工芸館は、美術・工芸品等の資料を収集、保管、調査研究及び展示するとともに、市民の教養の向上と文化の発展に資するために設置された文化施設です。講演会、講習会、展覧会、研究会等の開催や、様々な関係機関との連携が事業として位置付けられています。そのため、「現在の施設の使い方を変えられないか」「民間の知恵や資金を導入できないか」「美術・工芸と観光・教育・交流・地域経済を結び付けられないか」という視点から、施設の再生可能性を十分に検証する必要があります。そこで、令和10年度からの休館方針を直ちに実施するのではなく、令和9年度を「民間活力導入及び施設再生の検証期間」と位置付け、民間事業者等から幅広い活用提案を募りその結果を踏まえて令和10年度以降の方針を決定すべきです。 　具体的には次の事項を求めます。 ①令和10年度からの美術工芸館休館方針について、直ちに実施するのではなく、民間活力による再生可能性を検証した上で最終判断すること。 ②令和9年度を、施設再生の可能性を検証する年度として位置付けること。 ③民間事業者を対象としたサウンディング型市場調査を実施すること。 ④指定管理者制度の再導入及び公募の可能性を検討すること。 ⑤従来型の指定管理ではなく、利用者増加、自主財源確保、観光・教育・地域交流等を含めた「再生型指定管理」を検討すること。 ⑥企画展、物販、軽飲食等について、消防、建築、食品衛生及び美術工芸館資料の保存上の制約を確認した上で、民間事業者から幅広く提案を募集すること。 ⑦美術・工芸体験、ワークショップ、学校との連携、観光客向け文化体験等、施設の特性を生かした新たな事業を検討すること。 ⑧ネーミングライツ、企業スポンサー、企画展スポンサー等の新たな財源確保策を検討すること。 ⑨観光、教育、地域交流、地域経済との連携を強化すること。 ⑩「直営」「指定管理」「再生型指定管理」「民間活用」「休館」の各案について、財政効果及び市民サービスへの影響を比較し、その結果を市民に公表すること。	当該施設については、今現在、市直営ではなく、指定管理者制度を導入し管理運営を行っておりますが、開館以来入館料の改定は行っておらず、近年の物価の高騰等により維持管理経費が増嵩していることを踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、令和9年度から入館料を見直すこととし、効果額は年20万円となっております。 　一方、開館にあたっては、維持管理経費が一定程度かかることから、入館料の見直しを行っても十分な収支改善効果が得られず入館者が少なければ、開館日・開館時間の縮減又は休館も視野に入れて検討していく方針です。 　なお、財源確保については、令和8年10月からネーミングライツ事業を拡大して取り組んでおり、今後もあらゆる手段を講じてまいります。
42	【本編】 Ⅳ 赤穂市財政改革プランの取組項目一覧 ・博物館の休館	博物館の休館について 　赤穂市の古き良き文化を市内外に発信する、施設を休館する事は、市の文化の継承という面でも慎重に検討すべきだと考えます。 　民族資料館は、かつての赤穂の人々の暮らしを身近に感じることができる貴重な施設です。 　全面的に休館するのではなく、例えば、週に２～３日の開館、企画展開催期間の開館はできませんか。 　美術工芸館に関しても、現在年１回行っている、田淵邸庭園の一般公開を増やしていくことで、来館者増加につながらないでしょうか。 　必要であれば、利用料の見直しも検討し、貴重な施設を維持していただきたいです。	当該施設については、開館以来入館料の改定は行っておらず、近年の物価の高騰等により維持管理経費が増嵩していることを踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、令和9年度から入館料を見直すこととし、効果額は両館ともに年20万円となっております。 　一方、開館にあたっては、維持管理経費が一定程度かかることから、入館料の見直しを行っても十分な収支改善効果が得られず入館者が少なければ、開館日・開館時間の縮減又は休館も視野に入れて検討していく方針です。 　なお、財源確保については、令和8年10月からネーミングライツ事業を拡大して取り組んでおり、今後もあらゆる手段を講じてまいります。
43	【本編】 Ⅳ 赤穂市財政改革プランの取組項目一覧	歳入について、５ヶ年計画で改善施策や金額が全く同じであるため、改善計画とは言えません。 　歳出についても、人件費の削減額が５ヶ年同じであることはありえません。 　いずれにしても、定性的評価は徹底していくしかなく、定量的評価がこのような数字であれば、財政改善案は先送りにしているとしか思えません。	ご指摘の取組項目一覧については、各取組項目の現状や将来の収支見通しを踏まえ、目標として一定額を設定しております。これらの目標は、持続可能な財政運営を実現するための指針として設定しており、結果として同額となっているものが多く含まれますが、財政改革を先送りすることなく、目標の達成に向けて着実に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いします。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
44	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し １広報・回覧等発行経費	・紙媒体による広報・回覧等の見直し、特に自治会等を通じた紙媒体の回覧を廃止する方向について、再検討を求めます。 　財政健全化のために行政サービスの効率化や経費削減を進めること自体には賛成します。しかし、紙媒体による情報提供を単純に廃止することは、行政情報を受け取ることが困難になる市民を生じさせる可能性があります。 　行政からの情報をスマートフォンやインターネットだけで確実に取得できる市民ばかりではありません。特に高齢者など、デジタル機器の操作に不慣れな市民にとって、紙の広報や回覧は重要な情報入手手段となっています。また、広報や回覧には、地域住民が行政や地域の活動を知るきっかけとなり、地域社会とのつながりを維持する役割もあります。 　したがって、紙媒体を一律に廃止するのではなく、必要な市民には紙媒体による情報提供を継続しながら、デジタル化を併用する方法を検討すべきだと考えます。 　例えば、希望する世帯には従来どおり紙媒体を配布する、自治会等による回覧については、内容や頻度を精査して削減する、ホームページ、LINE等のデジタル情報発信を充実させる、紙媒体とデジタル媒体を一定期間併用し、利用状況を検証する、高齢者などデジタル情報を利用しにくい市民への代替手段を確保する、など、経費削減と市民への情報保障を両立させる方法が考えられます。 　財政改革は、市民生活への影響を十分に考慮しながら、必要な行政サービスを持続可能な形で維持していくことが重要です。特に、行政から市民への情報提供は、市民が行政サービスを利用したり、各種制度を知ったりするための基本的なインフラともいえます。 　以上の理由から、紙媒体による広報・回覧等については、一律に廃止するのではなく、必要とする市民への紙媒体による情報提供を確保した上で、デジタル化との併用・段階的な見直しを行うよう要望します。 【要望】 「紙媒体の廃止」を前提とするのではなく、 ① 紙媒体を必要とする市民への提供を維持すること ② デジタル化との併用を進めること ③ 廃止による市民生活への影響を検証すること ④ 市民への情報提供手段を確保した上で、段階的に見直すこと　を求めます。 ・戸別配布の広報あこうと誤解している方がいると思います。戸別配布の広報あこうの内容を充実させると共に、市のLINEなどで周知徹底が進むものと期待します。 ・各世帯に配布している、広報あこうは、継続する予定なのか？継続するのであれば、回覧広報あこうの内容と統合するような形で、発信できないでしょうか。折込チラシでの発信は今後どうしていくのでしょうか。　市のホームページ等で発信できないでしょうか。	見直し項目に掲げている内容は、毎月25日に発行している紙媒体の「回覧広報あこう」について廃止を予定しているもので、これまで各世帯に毎月10日に配布していたものではありません。 　また、これまで「回覧広報あこう」に折り込んでいたチラシをはじめ、必要な情報については、市公式LINEや市ホームページ等を通じて、今後も市民の皆さまに周知してまいります。そのため、SNSを通じた情報を閲覧できるよう地域包括支援センターや保健センターと連携し、高齢者スマホ教室などを通じて、市公式LINEへの登録を促進してまいります。 　一方、紙媒体を希望される方もいらっしゃると思いますので、市役所や各地区公民館等で何らかの形で閲覧できるようにしてまいります。 　なお、毎月10日発行の各世帯に配布している紙媒体の「広報あこう」については、引き続き発行してまいります。
45	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し ９東京あこうのつどい開催経費 内部管理経費の削減 １ 費用弁償 ３　運営事務費	東京あこうのつどいの令和9年度以降の廃止（中止）に強く反対し、本事業の「戦略的継続・発展」を求めます。 ・首都圏ネットワークの価値と廃止のリスクについて 「東京あこうのつどい」を通じて培われた首都圏の政財界・官界との人的ネットワークは、ふるさと納税の推進、企業誘致、移住・定住促進など、今後の地方創生において不可欠な本市の貴重な財産です。 　本事業を廃止することは、市自らが築いてきた貴重なネットワークを断ち切る重大なリスクを伴うと考えます。 　市政が困難な局面にある今こそ、これらのつながりを有効活用した「戦略的な投資・継続・発展」が必要ではないでしょうか。	「東京あこうのつどい」は、開催場所が東京であること、参加者が限定されていること、市民生活に直結する緊急度の高い事業ではないこと等から、一旦中止（休止）させていただきます。なお、これまで培われた首都圏の政財界・官界との人的ネットワークについては、本市の貴重な財産として関係性を維持・発展させることが重要であると考えておりますので、市長が上京する際など、機会あるごとに企業等への訪問により、関係性を発展させ、ふるさと納税や企業誘致及び移住・定住促進などに取り組んでまいります。
46	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し 12 地区まちづくり支援事業	「地区まちづくり支援事業補助金の補助額を2/3とし、事業を継続する。」について 　地域活動は行政だけでは賄えない大変重要なものです。 　住民同士が支えあう場は、赤穂市の未来にとって必要なものであることから、これまで通り支援いただきたいです。	地区まちづくり支援事業補助金の減額により、これまで地域の皆さまが取り組んでこられた活動に少なからず影響を及ぼすことは、市といたしましても重く受け止めております。 　厳しい財政状況のもと、今後も地域の皆さまを永続的に支えていけますよう、当該補助金については継続をしてまいりますので、ご理解いただきますようお願いします。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
47	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し 21 民主促進協議会補助金 27 人権啓発事業	本年7/3に開催の民促協は100人以上の市民が集まったが、わずか30分で終了した。 民促協の目的は、人権意識の普及と高揚、人権教育及び啓発の推進とあります。せっかくの機会なので参加者の学習、意識付けを行うべきではないか。 担当者のコスト意識の欠如・業務の手抜きとしか思えず、他の会議体も形骸化していませんか。	民主促進協議会総会において、業務として議事を粛々と進行しているだけというご指摘は重く受け止めます。 せっかくの会議を有効活用するため、今後は人権教育及び啓発の観点から、参加者の学習や意識付けにつながる企画の追加を検討してまいります。
48	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し 24 母子世帯等奨学金支給事業 30 幼児２人同乗用自転車購入助成事業 31 第３子いきいき子育て応援事業 32 チャイルドシート購入費助成事業	・少子高齢化に加え、市内の人口も減ってきている現状で、子育て支援に関わることを廃止する理由がわからない。 これからの時代を担っていく子どもたち含め、その子どもたちを育てる家庭が赤穂市に住み続けたいと思うようにしないといけないのに逆効果では？ 花火大会やシティマラソンがなくなっているのに、義士祭で芸能人を呼んだり、ルポンを公的に支援したりは続いていて、子育て世代の好むものが削られ、高齢世代向けのものが残っているように感じてしまいます。 ただでさえ物価高で大変になっている中、多子世帯に向けた第三子のいきいき応援制度はとても有り難いと思っているのに、廃止の案が出ていることに正直驚いているしとても残念に悲しく思う。赤穂市は子どもを増やしたくないのでしょうか？ 敬老祝い金が半額なのに、どうして子どもに関することが廃止なのか。赤穂市は子どもの方が人口が少ないのではないですか？15歳未満が10%しかいない現状で、どうして子どものための制度を廃止できるのですか？どうか、未来の子どもたちとその家庭に対する制度は廃止にしないでほしい。 ・「他の子育て支援の拡充」で補完できるのか、どう拡充するのか、その具体策を明示しなければ、わからない、不明確である。補完できない内容であれは、廃止については反対である。 ・子育て支援事業（主に、幼児２人同乗用自転車購入助成事業、第３子いきいき子育て応援事業、チャイルドシート購入費助成事業）の廃止を断固反対致します。 児童手当や乳幼児医療費等、他の子育て施策の拡充を踏まえ、とありましたが、具体的にどう変更するのかが分かりませんし、結局コストカットしていることには変わりありません。 物価高騰や少子高齢化が加速する中、子ども及び子育て世帯の援助の重要性は年々増しています。 また、この廃止を５年間行うことで、人口減少が加速する可能性が考慮できますが、「子どもまんなか社会」の実現は諦めたのでしょうか。 もし廃止せざるを得ないのであれば、それ相応の代案をお願いします。子ども達や赤穂市の未来のためにも、赤穂市民で良かったと思えるような政策にしていただけるよう、是非ともご検討ください。 ・赤穂市独自の施策である、第3子いきいき子育て応援事業は高く評価してたのですが、人口増に貢献をしている第3子への助成を、財政状況が厳しくなったからと言って、安易に廃止という形で打ち切るのは本末転倒であり、赤穂市としての魅力がなくなってしまうので反対します。 なお、助成対象を児童手当の認定と同じようにするのではなく、すべての第3子に支給するよう拡充すべきです。	令和7年11月、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」への就任を宣言しました。 国においては、令和6年10月分からの児童手当について、所得制限を撤廃するとともに、支給期間を高校生世代まで延長し支給されており、第3子以降の支給額については、児童1人月額3万円となっています。 また、令和8年度に、国による所得制限撤廃による高校等の授業料無償化支援と授業料以外の教育費に対する高校生等奨学金の所得要件緩和が実施され、市独自の母子世帯等奨学金支給事業については、所期の目的が達成されていると考えられることから、廃止するものです。今後は、県の貸付制度の周知を図ってまいります。 幼児2人同乗用自転車購入助成事業は、平成22年度の事業開始から16年が経過し、申請件数も年々減少傾向にあります。 チャイルドシート着用の義務化から26年が経過し制度は浸透しており、一方、チャイルドシート購入費助成事業は、平成27年度の事業開始から11年が経過し、申請件数も年々減少傾向にあります。 第3子いきいき子育て応援事業は、第3子以降のお子さんを出産された保護者、第3子以降のお子さんが小、中学校に入学した保護者に祝金を支給するもので、平成27年度の事業開始から11年が経過しています。 一方、本市では、令和元年度より、第3子以降の給食費無償化をしていましたが、令和7年8月新学校給食センターの完成を機に、令和7年度2学期以降、給食費の完全無償化を実施しています。 令和7年7月診療分から、対象年齢を従来の0歳～１５歳に加え、所得制限を撤廃の上、高校生世代まで拡大し、外来・入院の保険診療の自己負担額を全額助成しています。 令和7年4月以降に出生されたお子さんに、育児用品を3回無料でお届けする「すこやかギフト定期便」という、以上「3つの無償化」を進めています。 また、生後6か月から中学3年生までのインフルエンザ予防接種費の一部を市独自で助成するほか、令和8年度より、子供の特性を早期に発見し、保護者の方と一緒に関わり方を考えることで、就学に向けた準備ができるよう、5歳児健診の実施、保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもを赤穂すこやかセンター内保育室で預かる「こども誰でも通園制度」の実施をしています。 令和7年4月から、国の制度5万円に加えて市独自で1万円をプラスして、妊婦、胎児にそれぞれ6万円の妊婦支援給付金を増額給付しています。 その他、病気中や病気の回復期の子どもを家庭において保育できないとき、市民病院内の保育室で一時的に預かる病児・病後児保育事業や、出産後の母親の身体的な回復を図り、母子とその家族の健やかな育児を支援する産後ケア事業など、第3子以降であるか否かにかかわらず、子育て支援を充実して、赤穂市でこどもを産み育ててよかったという、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。これら事業の廃止については、ご理解を賜りたいと存じます。
49	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し 28 ファミリーサポートセンター事業 29 一般職人件費（児童福祉総務費）	「委託業務の内製化」に伴い業務専門性等サービスレベルの低下が危惧されるが、その具体的な対応策はどうしていくのか？	外部に委託していた事業を市直営により実施いたしますが、従来の会員の方は引き続き在籍されますので、サービスレベルの低下は無いと考えております。 今後、引継ぎを確実に実施するなど適切な事業実施ができる体制を整え、安心してご利用いただけるよう、引き続き円滑なサービス提供に努めてまいります。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
50	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し 42　中小企業振興事業補助金	中小企業相談所事業（経営改善普及事業）に対する市補助率を、これまでの「県補助金の10分の1」から「20分の1」へ縮減する案が示されています。 経営改善普及事業は、市内事業者の大半を占める小規模事業者に対し、経営相談、記帳指導、補助金活用支援、事業計画策定、事業承継支援など、地域経済の基盤を支える幅広い支援を行っています。また、本事業は、「経営発達支援計画（小規模事業者の経営の安定・継続・成長・新分野創出を目指すことを目標）」に基づき、地域事業者の経営力向上を目的として、継続的な経営指導や課題解決を行う伴走型の経営支援を中心に実施しています。伴走型支援は、単発の相談対応にとどまるものではなく、事業者ごとの経営課題を把握したうえで、売上向上、経営課題の抽出、事業計画の策定、補助金の活用、デジタル化への対応などを継続的に支援するものであり、事業者の経営改善や持続的な発展に直結する重要な取組です。実際に職員が日常的に事業者と向き合い、継続的な支援を行っていることが大きな特徴です。令和7年度の実績では、職員による年間の個別指導・相談は1,348件、創業指導は29件、専門家を活用した個別指導・相談は54件、事業資金の融資あっせんは85件に上っています。さらに、社会保険等事務代行についても、161事業所、対象従業員365人に対して、雇用保険・労災保険・保険料納付事務等を行っており、地域の小規模事業者の経営と雇用を支える基盤的な役割を担っています。これらは単なる相談窓口としての対応ではなく、事業者の身近な経営支援機関として、日々の経営課題や事務負担の軽減を支える継続的な取組です。また、若手経営者で構成する青年部や女性経営者等を中心とした女性会の活動についても、人材育成、交流、地域貢献等を通じて地域経済の活性化に取り組んでいます。補助率の縮減は、商工会議所職員の削減等を含む人員体制の抜本的な見直しが必要であり、こうした経営支援体制の維持・充実に影響を及ぼすことが懸念されます。地域の中小企業・小規模事業者の経営力向上を支援することは、事業の継続、雇用の維持、地域経済の活力の確保につながるものであり、中長期的には本市の税収基盤を支えることにもつながります。 地域経済を支える事業者への経営支援については、歳出削減の観点だけでなく、その事業が赤穂市経済の維持・発展に果たす役割を十分考慮していただきたいと考えます。地域経済の持続的な発展を確保するため、中小企業相談所事業（経営改善普及事業）に対する市補助については、これまでどおり「県補助金の10分の1」の補助率を維持していただくよう強く要望いたします。	中小企業支援において、相談所事業は重要であると認識しておりますが、この見直しによる市補助金額の縮減額は総事業費の５％未満であり、本事業の過去の収支決算の状況や予算規模からみて、事業内容を見直すことで本計画による補助金額の見直し後も、事業の継続は可能であると考えており、ご理解をお願いします。 また、市の事業として令和８年度から実施している「しごと創生拠点」が新規創業等の初期相談や課題整理を担い、商工会議所にはその後の専門的な経営支援に注力していただくといった役割分担を行い、引き続き関係機関とも連携して、中小企業の支援に努めてまいります。
51	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し 42　中小企業振興事業補助金	中小企業総合支援事業補助金を廃止する方針が示されています。 本事業は、市内中小企業・小規模事業者の経営力向上、人材育成及び事業継続力の強化を目的として実施しているものであり、地域経済を支える重要な事業です。赤穂商工会議所では、本補助事業を活用し、生産性向上、労務管理、経営、デジタル化・DX、人材育成など、事業者が直面するさまざまな経営課題に対応した研修会やセミナーを実施しています。 令和7年度においても、生産性向上訓練、新春経済講演会、新エネルギーセミナー、労務管理講座、ライフプランセミナー等を開催するとともに、オンデマンド講座では総視聴2,084件、視聴者1,026名の利用があり、多くの事業者や従業員に学びの機会を提供しています。中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、急速なデジタル化、人手不足、労働関係法令への対応、脱炭素化など、大きく変化しています。こうした環境変化に対応するためには、事業者自身が継続的に知識や情報を取得し、経営力や人材の能力を高めていくことが不可欠です。本事業は、市内事業者や従業員の方々に対し幅広く、かつ効率的に経営情報や学びの機会を提供するものであり、地域経済の基盤強化に資する重要な事業と考えます。 補助金を廃止した場合、研修会やセミナー等の実施規模の縮小、あるいは参加者負担の増加につながることが懸念され、特に経営資源に限りのある中小企業・小規模事業者にとって、必要な知識や情報を得る機会が減少する可能性があります。地域経済を支える事業者の経営力向上や人材育成は、将来の雇用維持や地域経済の持続的発展にもつながる重要な取組です。 中小企業総合支援事業補助金については、単なる歳出削減の対象として廃止するのではなく、事業内容や実績、地域経済への効果を十分に検証した上で、今後も必要な支援を継続していただくよう強く要望いたします。	中小企業総合支援事業については、中小企業の人材育成・事業継続力の強化に効果的な事業に限定するとともに、現在、著名人を招いている講演会や、相談会・セミナー等の頻度を見直すことで、現在市が補助している金額に相当する事業費を捻出することは可能であると考えており、ご理解をお願いします。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
52	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し 46　商業振興事業	商業振興事業補助金の見直しにより、「加里屋さんもく楽市」への補助金（約40万円）が廃止される案が示されています。 「加里屋さんもく楽市」は、赤穂市が中心市街地の活性化を目的として整備した「お城通り拡幅事業」及び「イベント交通広場」等の公共空間を活用し、その整備効果を高めるソフト事業として、当所が毎月第3木曜日に継続して実施してきたものです。本事業は、単なる商業イベントにとどまらず、中心市街地の回遊性向上や商業者と市民との交流、地域コミュニティの形成、高齢者の外出機会の創出など、地域の活性化や交流の場として重要な役割を果たしています。 特に、高齢者の方々からは「毎月の楽しみ」「外出するきっかけになる」「地域の人と話すことができる場」といった声も寄せられており、商業振興に加え、地域コミュニティの形成や高齢者の交流の場としての役割も有しています。また、本事業は、市が中心市街地活性化のために整備した公共空間を継続的に活用する取組であり、ハード整備とソフト事業を組み合わせることで、公共空間の有効活用と中心市街地の賑わい創出につながるものです。 補助金が廃止された場合、事業の継続や実施内容の維持が困難となる可能性があり、これまで培ってきた地域とのつながりや交流の機会が失われるとともに、市が整備した公共空間の活用効果や中心市街地活性化の取組にも影響を及ぼすことが懸念されます。 本事業は、市が整備した公共空間を活用しながら中心市街地の活性化や地域コミュニティの形成に寄与する公共性の高い取組であることから、単なる商業イベントとして一律に補助金削減の対象とするのではなく、その事業効果や公共性を踏まえて判断していただきたいと考えます。 「加里屋さんもく楽市」については、中心市街地活性化の一環として継続的に実施してきた重要な地域活性化事業であることから、補助金を廃止することなく、これまでどおり継続していただくよう強く要望いたします。	本事業は、中心市街地のにぎわいを創出し、これによる周辺商店街や店舗等の売り上げ向上、地域経済の振興を目的として補助を行ってきたところですが、現在行われている事業の内容は、基本的に物販に留まっており、その効果は限定的なものであると考えております。 また、他の類似の事業とのバランス等もあり、市の財政状況も踏まえ財政改革案を検討しておりますので、ご理解をお願いします。
53	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し 47　中小企業経営安定資金融資事業	中小企業経営安定資金融資事業について、新規申込みを廃止する方針が示されています。 本制度は、低利融資に加え、利子補給や信用保証料補助を行うことにより、市内中小企業・小規模事業者の資金繰りを長年にわたり支えてきた重要な制度です。特に、地域内市場が限られる本市においては、事業の継続、設備投資及び雇用の維持を支える金融支援として重要な役割を果たしてきました。 一方、近年は物価高や人件費の上昇に加え、さらに金利の上昇も見込まれるなど、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。このような中で制度を廃止した場合、事業者の資金調達に係る負担が増加し、設備投資や事業展開の抑制につながることが懸念されます。以上の理由から、本制度の廃止は避けるべきであると考えます。 しかし、財政改革の必要性から制度廃止がどうしても避けられない場合には、代替策として、日本政策金融公庫の「マル経融資」や「一般貸付」等を対象とした利子補給制度を新たに創設し、予算化いただきたいと意見を申し上げます。特に、商工会議所の経営指導を受けてマル経融資を利用する小規模事業者は、地域経済や雇用を支える重要な担い手であることから、一定期間の利子補給など、重点的な支援措置を講じていただく必要があります。 また、既存制度から新たな制度へ移行する際には、事業者の資金調達に支障が生じないよう、制度内容を早期に公表するとともに、十分な周知を図っていただくようお願いいたします。 地域経済の維持・発展は、雇用の確保や事業の継続を通じて、将来的な市税収入の確保にもつながる重要な取組です。財政改革を進めるに当たっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者への金融支援が後退することのないよう、継続的かつ実効性のある支援策を確保していただくことを強く要望いたします。	人件費や資材費の高騰、金利の上昇等を背景として、市内中小企業の資金需要が高まっていることは認識いたしておりますが、兵庫県や日本政策金融公庫の融資制度など、代替となる公的な支援制度があることから、令和９年度以降は新規の貸付は行わず、令和８年度末までに実施した融資に対する預託金の拠出と、利子補給を継続することとしたものであります。 中小企業の経営安定に資する新たな金融支援制度の創設につきましては、他の自治体での事例等を研究し、その結果も踏まえて判断してまいりますので、ご理解をお願いします。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
54	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し 50　義士祭開催運営補助金	1. 事業見直し内容の具体化と明記について 　削減効果額「年間220万円」の具体的な算出根拠および見直し内訳が曖昧であり、市民が妥当性を判断・評価しにくい内容となっています。この削減が「有名俳優の招致（出演依頼）の中止・縮小」を前提としたものであるならば、影響が大きいため、その旨プラン内に明確に示すべきです。削減対象を曖昧にしたまま成果目標だけを掲げるのではなく、市民に対して内容を透明化することを求めます。 2.支出削減に伴う経済効果・集客への影響評価について 　有名俳優の招致取りやめ等によって一般財源 220万円の経費削減が達成できたとしても、義士行列等を楽しみに訪れる観光客の減少や、それに伴う市内での消費・経済波及効果の減退についての評価が示されていません。経費の単年・単純削減のみに目を奪われ、市内経済への負の影響を考慮しない見直しであれば本末転倒です。削減額に対する観光客数や経済波及効果への影響度をどのように試算・評価しているのか明確にしてください。 3.　市内活性化と一体となった施策・開催日程の見直し提案について 　真の財政計画とは、単なる「経費削減」にとどまらず、いかに効果的にお金を使い、市内の活性化や税収・経済効果へ繋げるかという「投資と循環」の視点が必要です。 　集客力や市内波及効果を高める具体策として、例えば義士祭の土日開催（12月第2土曜日・日曜日に固定し、土曜日に前夜祭、日曜日に義士行列を実施するなど）の検討を提案します。 　開催時期の工夫等により集客力を担保・強化した上で、費用対効果の高い事業運用を目指す等、「経費削減」と「地域活性化策」をセットで講じる財政計画への見直しを強く要望します。	1. 事業見直し内容の具体化と明記について 　現時点において、義士祭の個別コンテンツを対象とした削減ではなく、全体として費用の削減に取り組んでいくこととしており、詳細は赤穂義士祭奉賛会において検討してまいります。なお、協賛金等の募集については引き続き行い、財源確保に努めてまいります。 2.支出削減に伴う経済効果・集客への影響評価について 　費用を削減することによる観光客数や経済波及効果への影響度を見込むことは、困難であると考えており、限られた財源で魅力的なイベントとなるよう、努力してまいります。 3.　市内活性化と一体となった施策・開催日程の見直し提案について 　12月14日は忠臣蔵にまつわる、特別な日であり、市内外でも義士の偉業を顕彰する行事、法要、祭典が行われております。忠臣蔵のふるさと赤穂の義士祭を12月14日に開催することは、全国的な一体感を醸成するものと考えております。
55	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し 50 義士祭開催運営補助金	武道大会、駅伝などは土日開催に変更して参加者を増やしているため、義士祭も土日開催にし、神事のみ14日に行えば良いのではないでしょうか。昨年は休日で6万人、今年は平日で4万人の予想であれば、どちらが赤穂市にとって良いかは一目瞭然です。また、補助金を減らして稼ぐことができるかも疑問です。	12月14日は忠臣蔵にまつわる、特別な日であり、市内外でも義士の偉業を顕彰する行事、法要、祭典が行われております。忠臣蔵のふるさと赤穂の義士祭を12月14日に開催することは、全国的な一体感を醸成するものと考えております
56	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し 53 観光魅力発信事業	赤穂魅力発信基地（DMO）が自ら稼ぐ仕事をしてほしい。DMO職員に基地の目的と目標を周知できているか疑問に思います。赤穂市が稼ぐようにする司令塔として市内のあらゆるイベントを関連付けて、観光客を増加に努めてほしい。是非とも収支決算を公開してほしいです。	DMOは、「地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に遂行する機能を備えた法人」です。赤穂の魅力発信について、引き続き（一社）あこう魅力発信基地と連携して取り組んでまいります。DMOホームページと市ホームページはリンクしており、法人事業報告及び決算についてはDMOホームページをご参照ください。
57	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し 58 美術展開催経費	赤穂市美術展を開催し、文化的遺産を継承することは大事であり、文化の向上・発展のため止めるべきではないと思います。委員は全て無償で補助しています。近隣の龍野、相生、太子では盛大に美術展を行っています。	市内外から広く美術作品を公募して赤穂市美術展を開催することは文化の向上・発展に寄与しており、委員の方々ご尽力には感謝と敬意を表するところです。 　本編に述べた市の財政事情を鑑み、事業の簡素化などゼロベースで見直した結果、現下の市の事情を踏まえて開催会場は一部変更となりますが、美術展については継続実施しますので、ご理解願います。
58	【別冊】見直し項目一覧 ソフト事業の見直し 66 赤穂観月会事業補助金	「観月会」は単なる娯楽イベントではなく、高齢者にとって、外出と交流の機会の喪失・郷土への愛着と精神的ゆとり等、幸福度を支える重要なインフラとしての側面があります。 　高齢者の方への感謝と敬意を払う意味でも継続支援すべきであると思います。 　補助額も少ないですし、減額しても是非継続をお願い致します。	観月会は、高齢者をはじめ、市民の皆さまにとって貴重な外出と交流機会の場等であることは認識しております。主催団体である赤穂観月会実行委員会（赤穂市文化協会）は、高齢者に限らず全世代の市民を対象に精神的なゆとりを感じる機会として観月会を実施し、文化の薫り高いまちづくりに資することを目的とされています。 　観月会そのものを廃止するのではなく、主催団体にはチケット収入など自主財源を確保するなど、事業収支の改善と団体の独自性・自立性の向上を促しながら事業を継続していただく方針でありますのでご理解願います。
59	【別冊】見直し項目一覧 維持補修の抑制 2 児童遊園地管理費	・遊具点検委託を隔年とすることについて、遊具の老朽化で大事故が発生するリスクが高まることを懸念します。公園の倒木も重要管理項目だと思います。 ・公園等の、遊具の定期点検は、年に１回、専門業者による定期点検を行うとされています。管理の面で問題があるのではないでしょうか。	都市公園法の規定に該当しない児童遊園の遊具点検については、専門業者による定期点検を行わない年度は、遊具点検に関する講習を受けた職員により、２か月に一度の日常点検を行うことで安全性の確保に努めております。 　公園内の樹木についても、職員による定期的な点検やパトロールを行っており、倒木の危険性が高い樹木については、適宜伐採するなど、事故の未然防止に努めてまいります。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
60	【別冊】見直し項目一覧 内部管理経費の削減 　議会費関係	・議会費については、5 年間で7,662千円の減額がプラン化されてはいるが、ゼロベースによる見直しではなく、ソフト事業の見直しによる関連削減のみとなっています。 ・市会議員の研修視察が行われているが、それを活かして形にしたことがあったのでしょうか。 　隔年と決めつけず、市の財政改善に寄与するのであれば即座に実施すべきです。当然ながら実施する場合は、視察報告と取り組み計画を公表することは義務であると思われます。 ・議員向けのセミナーだが、自費で学ぶべきであり、同様の事業があれば廃止を要望します。	市議会では、現下の本市の厳しい財政状況に鑑み、議員定数などの見直しについて、議会運営委員会（議会活性化）で協議を行っています。いただいたご意見については、今後の協議の参考にさせていただきます。 　行政視察報告については、市議会ホームページ及び市議会だよりに掲載しています。
61	【別冊】見直し項目一覧 内部管理経費の削減 26 健康増進事業（健康診査）	赤穂市街ぐるみ健診は完全に内製化になるのか？（委託ではなく） 　受付から設備まですべて地区ごとの健診は近くのクリニックで行うとか？応援は旧市民病院の職員が入る。	病院事業職員の転任等による業務の内製化は、生活習慣病健診実施に係る一部の事務作業を職員で対応するものであり、生活習慣病健診については、従来どおり各地区公民館、総合福祉会館及び赤穂すこやかセンターで実施してまいります。
62	【別冊】見直し項目一覧 内部管理経費の削減 28 各種負担金（観光費）	加盟団体に実際にちゃんと活動して利益を残しているのか？レポートや面談の上、活動費を決めてもいいのでは？ 　明らかに活動していない所は渡す必要ないと思う	加盟団体の活動内容や財務状況も確認し、スケールメリットも考慮して団体等に加盟しております。必要に応じて総会等にも参加しており、引き続き事業内容の審議にも関与してまいります。
63	その他	次の 3 点を課題として特に懸念します。 ① プライマリーバランスの悪化 　収入より支出が増え続ける構造は、職員・市民双方に負担増をもたらし、早期の是正が必要です。 ② 医療体制の脆弱化 　医師不足は市民の不安を高め、人口減少を加速させる要因にもなります。財政改革と同時に、医療体制の強化策を明確に示すことを求めます。 ③ 公共施設の維持困難 　人口減少・老朽化・維持管理費の増加により、施設総量の見直しは不可避です。ただし、地域コミュニティの核となる施設は慎重な判断が必要です。	①プライマリーバランスの悪化 　病院事業を指定管理者制度へ移行した場合の収支見通し（表３）のとおり、毎年度の支出が収入を上回り、財政調整基金を取り崩さざるを得ない大変厳しい財政状況が見込まれます。この状況を改善するため、歳入の確保、歳出の削減、公共施設のあり方見直しなど、全庁を挙げて財政改革に取り組み、持続可能な行財政基盤の確立に努めてまいります。 ②医療体制の脆弱化 　指定管理者制度移行後の医療提供体制については、「赤穂市民病院の指定管理移行後の診療体制等に関する市民説明会」でお示したとおり、二病院の機能再編・統合により、限られた医療資源を集約・有効活用することで、質の向上を図るとともに医療人材の確保と適正な配置を行うこととしております。 ③公共施設の維持困難 　ご意見のとおり、人口減少、さらには建設費、維持管理費も高騰する中、現在の施設総量を今後も維持していくことは困難であり、総量の抑制は不可避と考えますが、年次的・機械的に総量を抑制していくのではなく、施設の公共性や地域性、類似施設の配置状況などを総合的に検討し、施設の転用や複合化等も含め、慎重に判断していく必要があるものと考えます。
64	その他	具体的な施策提案　組織改革・行政運営の質向上 •管理部門の強化（PDCAの徹底）　事業評価を形式的に終わらせず、改善まで確実に実行する体制を整える。 •職員のプレイングマネージャ化　担当外の質問にも一定の回答ができる横断的知識を持つ職員を育成する。 •職員教育の強化　指示待ち型から提案型職員への転換を図る。 •他自治体との比較分析の徹底　特に「施策に対する人件費比率」を常に把握し改善に活かす。	いただいた施策提案につきましては、財政改革や行政運営の質の向上を図るうえで重要な視点であると認識しております。今後の検討課題として真摯に受け止め、参考とさせていただきます。引き続き、市民の皆さまのご意見を踏まえながら、より効率的で持続可能な行財政運営に努めてまいります。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
65	その他	具体的な施策提案　市民への丁寧な説明を求める 財政改革は市民生活に影響を及ぼすため、 •なぜ必要なのか •どのような効果があるのか •どの事業が見直されるのか を、市民に分かりやすく説明し、理解と協力を得ながら進めることを強く求めます。	財政改革は市民の皆さまの生活に深く関わるものであり、その必要性や効果、内容について十分なご理解とご協力を得ながら進めることが不可欠であると深く認識しております。いただいたご提言を真摯に受け止め、今後、あらゆる機会を通じて、皆さまの疑問や不安に誠心誠意対応してまいります。 ・なぜ必要なのか 本市を取り巻く財政環境は、人口減少や少子高齢化、社会保障関係経費の増加、公共施設やインフラの老朽化、物価高騰や人件費の上昇などにより、今後も厳しい状況が続くものと見込んでおります。加えて、赤穂市民病院の指定管理者制度への移行後も一般会計の財政運営に大きな影響を及ぼす状況となっております。こうした状況を基金の取り崩しだけで補い続けることは、将来世代への負担の先送りにつながります。本計画は、単なる歳出削減計画ではなく、地域医療、市民サービス、将来の赤穂市に必要な投資を守るため、市政全体の財政構造を見直し、持続可能な財政運営へ転換することを目的として策定するものです。 ・どのような効果があるのか 本改革は、社会情勢の変化に対応し、全事業をゼロベースで検証することで、限られた財源をより効果の高い施策へと重点的に再配分することを目的とします。これにより生み出された財源を、子育て支援や移住定住施策等といった「未来への投資」に活用し、市の魅力を高めてまいります。 ・どの事業が見直されるのか 特定の事業を限定するのではなく、聖域なき視点ですべての事務事業を対象とし、その効果や必要性をゼロベースで検証しています。
66	その他	赤穂市の財政状況は危機的であり、改革は不可避です。本計画の背景に示された課題を市民と共有し、持続可能な地域医療と行政サービスを守るため、実効性ある財政改革を強く求めます。 歳入確保・歳出削減・公共施設見直し・組織改革の四位一体の改革を早期に実行することを強く要望します。	ご要望いただいた「歳入確保・歳出削減・公共施設見直し・組織改革の四位一体の改革」は、まさに本計画の根幹をなすものであり、これを着実、迅速に実行することが本市の使命であると認識しております。実効性のある改革を全力で推進してまいりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願いします。
67	その他	プランでは、子育てについての費用がかなり削減されているようにみうけられました。削減するだけではなく、今しかできない(看護師さんが行政に関わってくる状況のこと)をしてほしいです。 市民病院から市役所へ異動される看護師さんたちに、赤穂市保育所・幼稚園への配置をお願いしたいです。 保育所や幼稚園に看護師さんが常駐することで、預かり中に体調不良になった子どもさんの保育、感染予防の指導や啓発をしてもらい、今まで以上に安心して子どもを預けて働ける環境作りをしてほしいと切に願います。	病院職員の異動に際しては、これまで医療現場で培ってきた経験や知識をできる限り活用し、市政運営に幅広く貢献できるような配置を検討したいと考えております。ご提案いただきました保育所等への看護師配置につきましては、子育て環境のさらなる安心・安全を確保するための方策の一つとして、検討を進めてまいります。
68	その他	本財政改革プラン（案）をみる限りでは、子育て支援の重点化の意味合いが薄く、縮小しているように思われる。若者・子育て世帯の定住促進と併せて強力に取組むのであれば、もっと更なる取組内容、改革内容を明確にしなければならない。 何を削減して何を創出していくのかメリハリ感がある改革案にし、先行投資が将来へ繋がるような希望が持てる改革内容として、アピールすることが肝要であると思う。 原資がないのであれば、例えば、高齢者には尊敬の念を抱きつつ「敬老祝い金」の廃止であるとか、高齢者における高所得者の多種に亘る補助金等の廃止等々深堀りしてでも、子育て支援の拡充に努め、死守すべきである。子育て支援なくして、赤穂市の将来はないと考える。 また、本財政改革プラン5カ年計画策定以降、精力的に実施されることと思われるが、年毎、項目の内容によっては半期毎に、PDCAサイクルを確実に回し、検証、改善していく必要がある。 今後、少子高齢化の進展を見据え、赤穂地域における将来に向けて安心して暮らせる持続可能な未来を目指し、実効性のある財政改革プランになることを期待したい。	本計画の核心は、聖域なき見直しによって創出した財源を、子育て支援など「未来への投資」にいかに重点的に再配分していくかという点にあります。 ご提案いただいた施策の見直しも含め、あらゆる事業をゼロベースで検証し、何を削り、何を見直し、何を未来のために創出するのか、メリハリのある改革を実行してまいります。また、計画の実効性を高めるため、ご指摘のPDCAサイクルを徹底し、進捗を厳しく検証・改善してまいります。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
69	その他	一番削るべきは、市長のボーナスではないだろうか。退職時に退職金があるので、今の金額はもらい過ぎと思う。市民病院の責任をとるなら、ボーナス返上も1つではないか。 市議会議員も何もアクションを起こさない。給料カットも議員定数も今の現状から減らすべきである。 この度の失敗は何に原因があるのか、対応の遅さがひびいている。 また、職員からアイデアは、たくさんあるはず。「責任は市長がとるからやってみる」という姿勢が見えてこない。「自分たちで責任をとれ」という様な現状では赤穂市の将来はない。 支出を抑えられても収入源がない。南鳥島の様な大きな財源を…。 また、美化センターも将来的な事を考え、広域にし相生へ。消防も同様、広域にすべきだ。 若い人たちが、赤穂市から出て行く姿が見える。	市長は、給与及び期末手当（ボーナス）の20％をカットしており、退職金については財政改革プランの策定を踏まえ、適切に判断してまいります。 また、市議会では、現下の本市の厳しい財政状況に鑑み、議員定数などの見直しについて、議会運営委員会（議会活性化）で協議を行っています。いただいたご意見については、今後の協議の参考にさせていただきます。
70	その他	市民病院の職員だった方が、各所へ配属されると思います。その職員の特性を活かして内製化できる所は実現可能な限りしてほしい。	病院職員の異動に際しては、これまで医療現場で培ってきた経験や知識をできる限り活用し、市政運営に幅広く貢献できるような配置を検討したいと考えております。ご提案いただきました内製化での実施については、可能なものについて検討を進めてまいります。
71	その他	市民ひとりが、赤穂市の財政が苦しいことを理解する。そのためにも周知できるための情報発信に工夫してほしい。 市民病院の経営がクローズアップされがちですが、実は必要ないモノが街にはいっぱいある。 赤穂市内、市外の方が、赤穂市のためにお金を落とす、経済を回す。市民がひとりひとり考える時ではないでしょうか？	財政改革を進めるためには、まず市民の皆さま一人ひとりが市の現状を正確にご理解いただくことが不可欠です。皆さまとの課題の共有こそが改革の第一歩であると認識しており、今後は広報紙やウェブサイトなどの活用をはじめ様々な形で、より一層理解していただけるよう情報発信に努めてまいります。 また、本計画は、特定の事業に留まらずゼロベースの視点ですべての事業を見直すことを基本としており、市内経済の活性化が財政健全化に繋がるというご意見も、市が目指す方向性と合致するものです。 市民の皆さまに当事者としてご参画いただくことこそ、改革を成功に導く最大の力となります。市民の皆さまと共に、持続可能な赤穂市の未来を創ってまいりたいと考えています。
72	その他	官民の役割の見直し。ゴミ収集事業や道路公園維持管理事業を見直し、民間で可能なものはできるだけ民間に委ねることとしてはどうでしょうか。	現在も専門性、特殊性が求められる業務については、民間委託により業務を遂行しております。一方、民間委託はコスト面で割高になる場合もあることから、職員による直営作業と民間委託とのバランスについて検討する必要があると考えます。
73	その他	財政改革プラン（案）の策定方法について 本財政改革プランは、部長級職員で構成する「財政改革会議」で事務事業の見直し、人件費の削減を中心として策定されている。 本計画の趣旨からすれば、財政悪化に対する危機感を市役所全体の課題として捉え、全職員及び議会も素案（計画）の段階で、積極的に参加（提案）する姿勢が望ましいのでないか。 さらに、市民生活への影響も考慮すれば、全世帯へ特別号（広報誌）の発行、市民アンケートの実施等市民の理解、興味を深める機会も大事である。	ご指摘のとおり、本計画（案）は、副市長及び全部長で組織する財政改革会議において検討しております。すべての部長級職員が参画することで、各部門が財政状況を深く理解し、職員間で危機感を共有できるよう努めてきたところです。 また、市議会においては、現下の本市の厳しい財政状況に鑑み、議員定数などの見直しについて、議会運営委員会（議会活性化）で協議が行われています。 今後も、市民の皆さまに対して、財政状況と改革の必要性を丁寧に説明するよう努めてまいります。
74	その他	病院職員及び任用職員の解雇が今年度末に実施されるなかで、令和8年度の収支見通しにおいて、税収が約2億円減収が予想される。 そのなかで、人件費は、人事院勧告による給与の改定等約2億円が経費として計上されているが、本当に実施するつもりか。改革プラン期間中の人勧改定の取扱いについても伺いたい。	令和8年度の収支見通しにおける人件費については、現時点で一定の前提条件のもと、必要となる所要額を見込んでおります。人事院勧告への対応については、職員団体との協議を経て決定すべきものであり、令和8年度以降の対応については現時点で決定しておりません。今後の社会経済情勢や本市の財政状況等を踏まえながら、適切に判断してまいりたいと考えております。
75	その他	市民説明会及びパブリックコメントについて 昨年末に開催された市民説明会において、「数字の積算根拠が不明な箇所が多く、市民の理解を促す資料となっていない」との意見を反映した計画とはいえない。 こうした姿勢は、市民説明会、パブリックコメントの参加の障害となる。（意見の政策への反映がない）	財政改革を進めるためには、まず市民の皆さま一人ひとりが市の現状を正確にご理解いただくことが不可欠です。皆さまとの課題の共有こそが改革の第一歩であると認識しており、今後は広報紙やウェブサイトなどの活用をはじめ様々な形で、より一層理解していただけるよう情報発信に努めてまいります。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
76	その他	計画の推進方法（検証及び公表）について 毎年、取組内容を検証し、取組結果については市議会への報告及び市広報及びホームページで公表としている。 過去の行政計画で行われていない事例もあるので必ず実施していただきたい。	財政改革を進めるためには、まず市民の皆さま一人ひとりが市の現状を正確にご理解いただくことが不可欠です。皆さまとの課題の共有こそが改革の第一歩であると認識しており、今後は広報紙やウェブサイトなどの活用をはじめ様々な形で、より一層理解していただけるよう情報発信に努めてまいります。
77	その他	職員が余剰であれば内製化を進めてほしい。配布物の折り込み、イベントのスタッフ・警備、民間委託案件を内製化してください。例えば、職員が義士祭の警備をして給与カット分をカバーできるようにすればどうでしょうか。	職員は決して余剰ではありませんが、ご提案の内容も参考にしながら、警備体制等について工夫してまいります。
78	その他	社会教育委員会のメンバーですが、委員会に出席すると日当が出ます。しかし、参加者の発言はほぼ無く、意見も出ません。承認を受けるだけの会議で形骸化しています。報告資料は前年と同じ書式で進歩がありません。年に２回しか出席しない委員が理解できるような工夫が欲しいです。この内容なら委員会ではなく内部監査で良いのではと思います。委員会のあり方、報酬の見直しをお願いします。	社会教育委員は、社会教育の諸計画や研究調査などへの助言を行うための社会教育法に基づく委員です。また、報酬については、市条例に基づく金額を支給しています。近年の会議においては、報告的事項が多くなっておりますが、本来の役割である創造的な事項について協議を行う場となるよう努めてまいります。
79	その他	職員の改善提案活動を活性化し、職員・議員全員がコストダウンを本気で進めてほしいです。会議資料を入れる封筒の廃止し、ディスプレイを活用して会議資料のペーパーレス化すべきです。ある会議には鉛筆が用意されており、メモ用紙をわざわざコピー印刷し、各人に多めに配布してさえいます。昔の慣習を打破し、ビフォア・アフターで改善金額を共有してください。	職員等がコスト意識を持って行動することは重要と考えます。会議の運営においては、事前に資料を送付して目を通してもらうことで、当日は活発な議論ができるよう努めております。従来配布していた封筒やメモ用紙等は、これまでの慣習にとらわれず、見直すこととします。
80	その他	職員の異動がプラスになっているでしょうか。定期異動をしていても残念ながら不祥事は発生しています。自己管理・相互注意・内部監査を充実させることで、各部門のプロに再建を担って欲しいです。	人事異動については、人心刷新により組織の活性化が図られるなど、効果はあるものと認識しております。あわせて、多様な業務経験による職員の能力開発、業務の属人化の解消、そして公正な行政運営の確保といった重要な役割も担っております。ご指摘いただいた点につきましては、今後の組織強化を図るうえでの検討課題として真摯に受け止め、参考にさせていただきます。
81	その他	市の予算資料を前年予算、前年実績、本年予算とするべきです。予算だけ取れば良いのではなく、前年の実績を元に費用対効果で予算を組むべきです。何度も申し入れているが変わる気配がありません。	本市の予算書は、総務省令の基準に基づいて作成しており、当初予算書には前年度予算額及びその増減額を記載しております。 なお、前年度実績については、当初予算編成時点で決算が確定していないため記載することはできませんが、前々年度の実績やその時点の予算執行状況を十分に確認したうえで、予算編成を行っております。 今後も、限られた財源を有効活用し、費用対効果を十分に考慮した予算編成に努めてまいります。
82	その他	行政改革に企業のノウハウを取り入れるべきです。赤穂経営者協会の協力を得て、市長のブレーンとして企業出身者をアドバイザーにするのはどうでしょうか。	貴重なご意見として承ります。
83	その他	事業115項目のゼロベースからの一挙見直しにより、674百万円の減額計上、26項目の廃止をプラン化した点はトップの強いガバナンスが効いていると理解したい。プラン発表後のタウンミーティング、パブリックコメントの募集により、市民との対話を早期に求めてくれた点についてはトップダウンの有効性が活かされています。 しかし、プラン協議が「財政改革会議」において検討され、会議の場に立会う事のない実務対応職員が実施から距離をおく事になり職員力が生かされないと感じます。会議の場に職員代表も立ち会う事を可能にし、プラン参画漏れ職員のない「危機感の共有」という「力」で行革に臨んで欲しいです。	財政改革会議については、副市長及び全部長で組織しており、各部の職員を代表して部長が参画しております。 ご指摘のとおり、職員間で危機感を共有し、全庁一丸となって財政改革に取り組んでまいります。

番号	項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
84	その他	赤穂市の収支に関する取り組み内容が多く記載されているが、それらを確実に実施するためのPDCAを回せるか否かではないでしょうか。 また、多くのインフラが経年劣化で市民生活に大きな支障をきたすことや急速な人口減少と高齢化で財政の支出増が懸念されます。若い人が集まり、高齢者が住みよい街づくりとして、IT産業を呼び込む、生活のIT化の整備が必要かと思いますが、そのような政策が見えないことに大きな不安を感じます。将来を見越した政策の実施に期待します。	本計画は、本編２ページに記載のとおり、毎年、取組の内容を検証し、進捗管理を行うとともに、取組結果を翌年度に取りまとめて市議会に報告し、広報紙及びホームページで公表することとしております。あわせて、目標額や取組項目等について、適宜見直すなど、柔軟に対応することとしており、こうしたことを通じて、PDCAサイクルを着実に実施し、実効性のある財政改革につなげてまいります。 また、将来を見越した政策の実施につきましては、財政改革を着実に進めることで、子育て支援、教育、定住促進、防災、地域経済の活性化など未来への投資を重点化する方針としております。 財政改革を着実に進めることで、持続可能な行財政基盤の確立を図り、将来を見越した政策の実施に努めてまいります。
85	その他	パブリックコメントについて、周知の方法や個人情報も多く記載しなければならず、気軽にコメントできないので、市民全体の意見を取り入れられないのではないか。	パブリックコメントについては、ホームページや公式LINE等で周知しており、個人情報の記載をお願いする理由は、ご意見をいただいた方に対する社会的責任を明確にするためでありますので、ご理解いただきますようお願いします。
86	その他	市民に意見を求めるのであればURLからダウンロードしたらそこに記入して提出出来るソフトを組んでほしい。	今回はパブリックコメント制度における現時点で可能な提出方法としましたが、ご意見をいただきましたソフトの構築については一定の経費がかかりますので、今後、費用対効果等を勘案し実施の可否を判断してまいります。